

令和2年第3回（9月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 2 年 9 月 8 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 2 年 9 月 8 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 高 岡 進 13番 伊 藤 勇 二
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 佐 藤 忍 水 道 部 長 橘 和 成 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	公平委員会委員長	伊 東 良 隆
	農業委員会会長	下 村 修
	固定資産評価審査委員会委員長	瀧 川 忠 雄
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大 内 美 香
	議会事務局長補佐	高 間 洋 光
町長提出議案の題目	<p>同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて</p> <p>諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて</p> <p>認定第1号 令和元年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決 算の認定について</p> <p>認定第2号 令和元年度三郷町下水道事業会計決算の認定につ いて</p> <p>認定第3号 令和元年度三郷町水道事業会計決算の認定につい て</p> <p>議案第29号 令和2年度三郷町一般会計補正予算（第6号）</p> <p>議案第30号 令和2年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予 算（第1号）</p> <p>議案第31号 令和2年度三郷町国民健康保険特別会計予算補正 予算（第1号）</p> <p>議案第32号 令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1号）</p> <p>議案第33号 令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）</p> <p>議案第34号 三郷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例の制定について</p> <p>議案第35号 三郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正に ついて</p> <p>議案第36号 三郷町手数料条例の一部改正について</p> <p>議案第37号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正について</p> <p>議案第38号 三郷町介護保険条例の一部改正について</p> <p>議案第39号 令和2年度三郷北小学校大規模改造工事（第2期） 請負契約の締結について</p> <p>議案第40号 令和2年度三郷町カーボン・マネジメント強化事 業（第2号事業）スポーツセンター整備工事請負 契約の締結について</p> <p>議案第41号 財産の取得について</p> <p>報告第8号 令和元年度三郷町の財政の健全化判断比率につい て</p> <p>報告第9号 令和元年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足 比率について</p>	

	<p>報告第10号 令和元年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第11号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について</p> <p>報告第12号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について</p> <p>報告第13号 令和元年度ふるさと寄附金について</p> <p>報告第14号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第3号 「交通事業者への働きかけを強める」意見書</p> <p>発議第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書</p> <p>発議第5号 PCR検査のさらなる拡充を求める意見書</p> <p>発議第6号 義務教育全学年で20人程度の少人数学級を実現することを求める意見書</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5番 先山哲子 6番 高田好子

令和 2 年 第 3 回 (9 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 2 年 9 月 8 日

午前 9 時 3 0 分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 認定第 1 号 令和元年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 6 認定第 2 号 令和元年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
- 第 7 認定第 3 号 令和元年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第 2 9 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 9 議案第 3 0 号 令和 2 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 0 議案第 3 1 号 令和 2 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 1 議案第 3 2 号 令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 2 議案第 3 3 号 令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 3 4 号 三郷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定に
ついて
- 第 1 4 議案第 3 5 号 三郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 3 6 号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 3 7 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正について
- 第 1 7 議案第 3 8 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 3 9 号 令和 2 年度三郷北小学校大規模改造工事 (第 2 期) 請負契約
の締結について
- 第 1 9 議案第 4 0 号 令和 2 年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業 (第 2 号
事業) スポーツセンター整備工事請負契約の締結について
- 第 2 0 議案第 4 1 号 財産の取得について

- 第 2 1 報告第 8 号 令和元年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 第 2 2 報告第 9 号 令和元年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 3 報告第 1 0 号 令和元年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 4 報告第 1 1 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 2 5 報告第 1 2 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 6 報告第 1 3 号 令和元年度ふるさと寄附金について
- 第 2 7 報告第 1 4 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 8 提案理由の説明
- 第 2 9 発議第 3 号 「交通事業者への働きかけを強める」意見書
- 第 3 0 発議第 4 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書
- 第 3 1 発議第 5 号 P C R 検査のさらなる拡充を求める意見書
- 第 3 2 発議第 6 号 義務教育全学年で 2 0 人程度の少人数学級を実現することを求める意見書
- 第 3 3 令和元年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 3 4 令和元年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告
- 第 3 5 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 2 年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会神崎静代委員長から報告があります。神崎議会運営委員長。

委員長（神崎静代）（登壇） おはようございます。先般の議会運営委員会におきまして協議し、決定された内容についてご報告いたします。

今定例会における委員会の運営方法についてですが、コロナウイルス感染症拡大を避け、説明する職員が密にならないように、各部ごとに審査を進めることにいたします。

総務建設常任委員会の場合、総務部から付託表に沿って審査して、環境整備部と交代するという進め方になります。文教厚生常任委員会は、住民福祉部、こども未来創造部、教育委員会の順で審査をします。

なお、上下水道特別委員会は現状のとおり行うことに決定しました。

以上が議会運営委員会からの報告です。

議長（伊藤勇二） 今定例会においては、神崎議会運営委員長の報告のとおり行いますので、議員各位よろしくお願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さんおはようございます。議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、7 月末から 8 月にかけて、東京など大都市で急増した新型コロナウイルスの感染、第 2 波ですが、このところ縮小に向かいつつあるとの分析も出ております。

また、町内では 1 3 人の感染者が出ておりましたが、皆さん、元気に退院され、社会復帰されています。しかしながら、これから秋口や感染症シーズンの冬場に向け、決して、気を緩められる状況ではありません。

本町では、これまで 4 5 回もの感染症対策会議を重ね、全ての部署で情報共有

をし、連携して感染症対策を講じてまいりました。本定例会でも関連予算を上程させていただいておりますが、今後も町民の皆様の安全を最優先に感染症対策に万全を期すとともに、国や県の補助金も活用し、地域活性化や生活支援対策など、町独自の事業も併せて実施してまいりますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは改めまして、本定例会に提出いたします議案は、同意案件1件、諮問案件1件、認定案件3件、議決案件13件、報告案件7件の計25件でございます。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、5番、先山哲子議員、6番、高田好子議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの11日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第3、「同意第14号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第27、「報告第14号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

日程第 5 認定第 1号 令和元年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 日程第 6 認定第 2 号 令和元年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3 号 令和元年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 29 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第 30 号 令和 2 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 31 号 令和 2 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 32 号 令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 33 号 令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 34 号 三郷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 35 号 三郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 36 号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 37 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 38 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 39 号 令和 2 年度三郷北小学校大規模改造工事（第 2 期）請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 40 号 令和 2 年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）スポーツセンター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 41 号 財産の取得について
- 日程第 21 報告第 8 号 令和元年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 日程第 22 報告第 9 号 令和元年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 日程第 23 報告第 10 号 令和元年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について

日程第 2 4 報告第 1 1 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

日程第 2 5 報告第 1 2 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

日程第 2 6 報告第 1 3 号 令和元年度ふるさと寄附金について

日程第 2 7 報告第 1 4 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2 8、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第 1 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。本案につきましては、現委員の木部直樹氏の任期が本年 9 月 3 0 日付けをもって満了となることに伴うものであります。木部氏におかれましては、平成 3 1 年 3 月から委員として職務を遂行していただいております。豊富な経験と優れた識見、公正な判断力をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き、委員として選任いたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。本案につきましては、現委員の寺内一秀氏の任期が本年 1 2 月 3 1 日付けをもって満了となることに伴うものであります。寺内氏におかれましては、4 期 1 2 年にわたり人権擁護委員として人権相談や人権啓発活動に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから引き続き、寺内氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「認定第 1 号、令和元年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計と特別会計 5 会計の令和元年度決算を地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る 8 月 3 日、4 日の両日にわたり、瓜生、山田両監査委員より厳正な決算審

査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なご指導を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、令和元年度一般会計の決算であります。歳入総額 88 億 4,574 万 4,247 円、歳出総額 81 億 845 万 5,535 円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 6 億 1,663 万 5,712 円の黒字となりました。決算の内容を見ますと、歳入では全体の約 30% を占める地方交付税で、前年度比 3.1% 増の 24 億 9,596 万 2,000 円、全体の約 25% を占める町税で、前年度比 0.9% 増の 21 億 5,038 万 4,000 円となりました。

また、各事業を実施するに当たり、財源の確保に努めた結果、国庫支出金では、前年度比 38.2% 増の 12 億 2,639 万 6,000 円となったところであります。

その一方で、長年の懸案事項でありました三郷中学校建替事業が議員各位に多大なご支援とご協力を賜り、平成 30 年度で無事に完了し、令和元年度では町債が大幅に減額となったことで、歳入総額としては前年度比 23.5% の減となったものであります。

次に歳出でも歳入と同様、前年度に大規模事業が完了したことから、歳出総額では 24.3% の減となったものであります。今後も自主財源であります税收の確保に努めるとともに、国・県補助金の活用はもちろんのこと、有利な起債の発行などに努めてまいります。

また、経費の節減、合理化を図りながら、前向きな姿勢で施策に取り組み、令和元年度には「SDGs 未来都市」に選定、本年度には日本遺産に認定されたことから、この大きな二つの柱を基に、三郷町に「住んで良し、訪れて良し、働いて良し、そして学んで良し」と言っていただけの町づくりをより一層進めてまいり所存でございます。

次に、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、令和元年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額 2,030 万 4,205 円、歳出総額 2 億 4,191 万 7,424 円で、2 億 2,161 万 3,219 円の赤字となりました。

次に、令和元年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額 12

7万9,424円、歳出総額99万182円で、差引き28万9,242円の黒字となりました。

次に、令和元年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額22億2,537万6,130円、歳出総額21億6,792万5,290円で、差引き5,745万840円の黒字となりました。

次に、令和元年度介護保険特別会計の決算であります。保険事業とサービス事業の合計で、歳入総額19億9,324万6,129円、歳出総額19億9,234万7,213円で、差引き89万8,916円の黒字となりました。

最後に、令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額3億6,407万5,513円、歳出総額3億6,387万4,513円で、差引き20万1,000円の黒字となりました。

続きまして、「認定第2号、令和元年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」及び「認定第3号、令和元年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

両会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。去る7月9日に瓜生、山田両監査委員により、厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めて、貴重なご意見を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、まず下水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。まず、収益的収支では、令和元年度で城山台地区を公共下水道に接続いたしました。その結果、事業収益が7億4,698万5,837円、事業費用が6億1,959万1,368円となり、1億2,739万4,469円の純利益となりました。

一方、施設面では、三郷町下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、勢野東地区を中心とした管路整備、既設管路の調査、マンホール蓋の更新工事を実施いたしました。この結果、資本的収入で3億8,010万9,000円、資本的支出で5億5,883万2,774円となり、1億7,872万3,774円の損失となりました。なお、不足額につきましては、消費税等調整額981万4,585円、過年度損益勘定留保資金5,681万3,720円、当年度損益勘定留保資金2,472万1,321円、当年度未処分利益剰余金8,737万4,148円で補填することといたしました。

次に、水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。収益的収支では、前

年度からの水道料金の値下げや県営水道が100%となり、受水費が増加したことから赤字決算となりました。給水収益などを含めた事業収益で6億3,275万2,335円、事業費用で6億9,410万748円となり、6,134万8,413円の損失となりました。

一方、資本的収支では三郷町水道事業基本計画に基づき、緊急遮断弁の設置や管網整備事業を引き続き計画的に進めました。その結果、収入が2億6,292万7,200円に対して、支出が3億6,792万3,289円となり、1億499万6,089円の損失となりました。不足額は消費税等調整額で2,317万1,665円、当年度損益勘定留保資金8,182万4,424円で補填することといたしました。

次に、「議案第29号、令和2年度三郷町一般会計補正予算（第6号）について」であります。既決予算に3億105万7,000円を追加し、補正後の予算総額を112億4,034万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、3区分で構成されています。まず一つ目として、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業、次に二つ目として、臨時交付金の上乗せ支援となる県の「奈良モデル応援補助金」を活用した事業、最後に三つ目として、それら以外の事項に係る補正予算となります。

それでは、最初に国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業の概要からご説明いたします。まず、新型コロナウイルス感染症対策として、各自治会で地域コミュニティ活動を行う上で、3密などを避ける感染症対策への助成金として246万9,000円を、災害時における感染症対策備品など防災資機材や備蓄品が今後も増加することから、旧給食センターを新たな防災備蓄倉庫として活用するための調査費用として286万円を、また継続的な感染症対策として、公共施設だけでなく障害者福祉施設、高齢者施設、医療機関への感染症対策関連品の提供や支援事業として715万円を計上いたしました。

次に、子育て支援対策として、本年4月28日以降に生まれ、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった乳児を対象に、町独自の支援策として1人10万円の新生児特別臨時給付金を支給するための経費として1,630万円を計上いたしました。

次に、教育環境の充実として国のGIGAスクール構想に基づく一人1台の端

末環境を整備する費用として2,270万円を、感染症対策関連品の拡充に係る費用として121万9,000円を、また感染症対策のため、校内の消毒作業などで教職員の負担を軽減するため、スクール・サポートスタッフの経費増額分として87万4,000円を追加するものであります。

次に、地域経済対策として、休業等で経営に大きな影響を受けた事業所等への支援として1,940万円を計上いたしました。

次に、観光振興対策として日本遺産認定に伴う情報発信事業などで630万円を計上いたしました。

次に、既に実施しております継続事業として、3密を避けるために乗り合わない予約制乗合タクシー事業の運行期間延長経費として203万円を追加するものであります。

最後に、将来に向けた行政事務のスマート化事業として、行政手続での3密を防ぐため、電子入札システム、遠隔会議システム、及び土地家屋登記管理システムをオンライン化するための環境構築費用として1,498万9,000円を計上するもので、総額9,629万1,000円となったものであります。

なお、これらの財源といたしまして、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金で28万3,000円、県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金50万円とスクール・サポートスタッフ等配置促進事業費補助金54万9,000円も併用し、残り9,495万9,000円は地方創生臨時交付金を充当するものであります。

続きまして、地方創生臨時交付金の上乗せ支援となる「奈良モデル応援補助金」を活用した事業であります。まず、新型コロナウイルス感染対策事業として、公共施設や避難所などの感染対策関連品の拡充費用として1,039万6,000円を計上いたしました。また、生活環境改善事業として、各家庭から出るごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の貸与を実施しておりますが、住民の皆様から大変好評をいただいております。

そこで、この事業をさらに拡大して実施する費用として267万3,000円を、また、先ほどご説明いたしました乗り合わない予約制乗合タクシー事業の運行期間延長のため、158万1,000円を追加するもので、総額1,465万円を計上し、同額を歳入で県補助金の「奈良モデル応援補助金」を計上したものであります。

続きまして、その他の補正予算の内容をご説明いたします。まず、総務費ではマイナンバーの次期中間サーバーとの接続テストに必要なシステム作業費用といたしまして、情報管理費で39万6,000円を追加するものであります。

次に、平成29年10月から実施しております運転免許証自主返納支援事業ですが、より多くの皆様に活用いただくため、乗合タクシー利用券に加えまして、新たにJR西日本が発行するICOCAカードを選択いただけるよう、カード購入経費として防犯交通対策費で20万円を計上いたしました。また、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で3,742万8,000円を追加するものであります。

次に、コロナ禍によりテレワーク需要が高まっていることから、テレワークの推進を行うためのニーズ調査や環境整備、住民サポートアプリの開発など、地域BWA関連事業として、企画費で2,600万円を計上いたしました。

次に、令和3年2月から稼働予定の住基システムと戸籍システムを連携させる必要があることから、システム作業などその関連経費として戸籍住民基本台帳費で250万8,000円を計上いたしました。また、当初予算で公用車リース料を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、車両の調達が大幅に遅れることになりました。このことからリース期間を変更するため、選挙管理委員会費で32万5,000円を減額するものであります。

次に民生費では、後期高齢者医療広域連合への追加納付が発生したことから、後期高齢者医療費で400万1,000円を追加するものであります。また、子どもの貧困の実態を把握するための調査を実施し、今後の事業計画を策定するため、児童福祉総務費で179万4,000円を追加するものであります。

次に、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、継続的な感染症対策として、公立の保育園だけでなく私立保育園、ちいすてっぷ、放課後児童クラブへの感染症対策関連品の提供や支援事業として児童福祉総務費で350万円を、西部保育園運営費で50万円を、放課後児童クラブ費で500万円をそれぞれ計上いたしました。

また、老朽化している西部保育園の建替事業に係る仮設園舎や移転に伴う費用などで、9,864万3,000円を計上いたしました。

次に、感染症の影響により児童館の会計年度任用職員の出勤日数などが増加したことから、児童館運営費で118万7,000円を追加するものであります。

次に、商工費では日本遺産認定に伴い、新たに発足いたしました推進協議会にかかる経費といたしまして、観光費で878万4,000円を追加するものであります。

次に教育費では、国の教育支援体制整備事業費交付金を活用し、南畑幼稚園への感染症対策関連品の購入として、幼稚園費で50万円を計上いたしました。

一方、歳入では、先に説明いたしました「地方創生臨時交付金」9,495万9,000円、奈良モデル応援補助金1,465万円のほか、前年度の障害者施策に対する国・県負担金、前年度の福祉医療補助金の追加交付なども含め、国庫支出金で1億3,043万9,000円、県支出金で3,449万8,000円をそれぞれ計上するものであります。

また、日本遺産推進協議会への一時貸付金に対する返還分として、諸収入で696万1,000円、西部保育園建替に伴う防災無線基地局移設、地域BWA環境整備事業への町債で1,270万円を追加するものであります。

また、併せて、令和元年度から繰越金6億1,663万4,000円を計上するとともに、財政調整基金繰入金を5億17万5,000円減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第30号、令和2年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）について」であります。当初予算に28万9,000円を追加し、補正後の予算総額を327万7,000円とするものであります。内容といたしましては、令和元年度からの繰越金28万9,000円を下水処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第31号、令和2年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。当初予算に1,375万1,000円を追加し、補正後の予算総額を22億6,524万9,000円とするものであります。歳出では退職被保険者等医療分に関し、過年度精算分を納付するため、8万6,000円を計上するものであります。

一方、歳入では特定健診負担金の令和元年度精算分8万7,000円を雑入で受け入れるものであります。

なお、令和元年度からの繰越金5,744万9,000円を計上するとともに、財政調整基金からの繰入金を全て減額し、1,366万5,000円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第32号、令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。保険事業の当初予算に2,408万1,000円を追加し、補正後の予算総額を19億8,954万4,000円とするものであります。歳出では、令和元年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の超過交付分を返還するため、償還金で582万7,000円を計上するものであります。また、保険料の過誤納分を返還するため、第1号被保険者保険料還付金で75万円を計上するものであります。

一方、歳入では令和元年度の介護給付費の追加交付として、国庫支出金で1,902万4,000円、県支出金で2,709万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

なお、令和元年度からの繰越金で41万円を計上するとともに、介護給付費準備基金からの繰入金を全て減額し、1,750万4,000円を基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算に48万8,000円を追加し、補正後の予算総額を566万1,000円とするものであります。内容といたしましては、令和元年度からの繰越金48万8,000円を予備費に計上するものであります。

続きまして、「議案第33号、令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。当初予算に20万円を追加し、補正後の予算総額を3億9,604万8,000円とするものであります。本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、それぞれ20万円を追加するものであります。

続きまして、「議案第34号、三郷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」であります。本条例は地域福祉の充実と住民サービスの向上ため、町と密接な関連がある社会福祉法人など公益的な法人に、町職員を専従派遣し、人的支援を行うことができるよう、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、必要な事項を定めるもので、本年10月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第35号、三郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正について」であります。新型コロナウイルス感染症対策として、個人住民税の寄附金税額控除措置を定めた「三郷町税条例の一部を改正する条例」を本年5月の臨時議会で可決いただきましたが、その後、奈良県税条例の改正により、寄附金税

額控除の対象となる要件が一部緩和されたことから、同様の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 36 号、三郷町手数料条例の一部改正について」であります。本条例改正はデジタル手続法の一部改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、本条例の中で定める個人番号通知カードの再発行手数料を削除するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 37 号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。本条例改正は家庭的保育事業運営に際して定められている事項のうち、連携施設の確保や居宅訪問型の保育事業の提供など、関連省令の改正で家庭的保育事業の基準が緩和されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 38 号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。本条例改正は「地方税法の一部を改正する法律」の改正に伴い、令和 3 年 1 月 1 日以降の延滞金について所要の改正を行い、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 39 号、令和 2 年度三郷北小学校大規模改造工事（第 2 期）請負契約の締結について」であります。三郷北小学校の児童、教職員数の増加に伴い、特別支援教室など教室数が不足し、また職員室も手狭になっていることから、教室棟及び職員室棟の増築工事を実施するものであります。本工事を行うに当たり、一般競争入札の結果、「楠本・山岡特定建設工事共同企業体」代表者株式会社楠本工務店、代表取締役楠本康則、構成員株式会社山岡組、代表取締役山岡告章を契約の相手方とし、2 億 4, 849 万円で請負契約を締結するもので、工期は令和 4 年 2 月 28 日までを予定しているものであります。

続きまして、「議案第 40 号、令和 2 年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）スポーツセンター整備工事請負契約の締結について」であります。スポーツセンターの空調設備、照明の LED 化を国の補助を受けて整備するもので、公募型プロポーザル方式による選定の結果、「日比谷総合設備株式会社関西支店」常務執行役員、支店長古閑一誠を契約の相手方とし、5, 830 万 9, 900 円で請負契約を締結するもので、工期は令和 3 年 2 月 12 日までを予定しているものであります。

続きまして、「議案第 41 号、財産の取得について」であります。新型コロナウ

ウイルス感染症対策の一環として、国の補助を受けて小中学校の各教室にオゾン発生器を配備するものであります。今回、指名競争入札の結果、「総合警備保障株式会社奈良支社」支社長土田勝吉を契約の相手方とし、2,085万8,970円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「報告第8号、令和元年度三郷町の財政の健全化判断比率について」であります。令和元年度決算で実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であったことから、いずれも表示されず、実質公債費比率は0.4%で、前年度比で0.4ポイントの増加となりました。また、将来負担比率については、臨時財政対策債の算入見込額が減少し、充当可能財源が減少したことで、前年度比7.9ポイント増加し、48.2%となりました。

続きまして、「報告第9号、令和元年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」及び「報告第10号、令和元年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。両会計におきまして資金不足比率は生じず、算定値は下水道事業会計がマイナス41.62%、水道事業会計がマイナス113.66%となったものであります。

続きまして、「報告第11号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和元年度の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第12号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度の事業報告及び決算並びに本年度の事業計画及び予算を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第13号、令和元年度ふるさと寄附金について」であります。本町のふるさと寄附金「ガンバレ三郷！応援寄附金」の令和元年度の実績としまして239件、合計375万2,205円のご寄附を頂きました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、頂いたご寄附については基金に積み立て、事業目的ごとに有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

最後に、「報告第14号、寄附の受け入れについて」であります。本年6月18日に、大阪ガス株式会社奈良地区支配人福井克久様から、福祉保健センター内子

育て支援包括支援センター案内看板として、ブラックボード1台をご寄附いただきました。心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上が本定例会に提出いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第29、「発議3号、交通事業者への働きかけを強める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第3号、令和2年9月8日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。

「交通事業者への働きかけを強める」意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、木谷慎一郎。賛成者、高田好子、澤美穂。

近年、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や、共生社会に対する理解の広がりに伴い、バリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択されました。

障害者が移動する際に公共交通機関の役割は必要不可欠のものとなっています。

そして、障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されているにもかかわらず、現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されています。

精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように精神障害者にも交通運賃割引制度が適用される必要があります。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障害者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきました。平成30年10月に発表された航空会社の三障害共通の割引制度の実現は「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者を受け止められたものです。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄及び高速道路等の交通事業者は、その社会的責任に基づき、請願採択という国会の意思を尊重して速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必

要があると考えます。

よって、三郷町議会は、国会及び政府に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう、公共交通運輸事業者等に対する働きかけをさらに強めるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月、奈良県三郷町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。

以上です。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「交通事業者への働きかけを強める」意見書についての提案理由を述べます。

現在、JRでは身体障害者手帳または療育手帳を保有している障がい者に対し、例えば、片道100キロメートルを超える普通乗車券を購入する際には割引を行っています。また、条件はありますが、介護者が同行する場合は介護者も含めて割引がされています。

しかし、この割引は、身体障害者手帳または療育手帳を保有している障がい者、すなわち身体障がい、知的障がいを持っている障がい者に限定されており、精神障がい者に対しては適用されていません。

意見書の案の中でも触れておりますが、障がい者が移動する際に、公共交通機関の役割は必要不可欠なものです。障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者及び知的障がい者と同じ障がい者として定義されているにもかかわらず、現在、身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から精神障がい者が除外されていることに果たして合理性があるのでしょうか。また、このような不均衡があることにより、障がい者の中で分断が生ずることがあれば問題であろうと考えます。療育手帳保有者、すなわち知的障がい者については1991年に関係諸団体の運動により、新たにJR運賃等の割引制度が適用されることとなったと言います。精神障がい者についても同様の道筋を開く後押しとなるよう、本意見書を提案いたします。議員の皆様にもぜひご賛同いただきたく思います。

なお、同等の趣旨の意見書が奈良県議会において令和2年3月に採択されてい

ることを申し添えて、以上、提案理由といたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第30、「発議第4号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第4号、令和2年9月8日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、辰己圭一。賛成者、高岡進、木口屋修三、山田勝男。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、かつてない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるととも

に、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月、奈良県三郷町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第4号について提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、それでは、発議第4号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める」意見書について提案理由を述べます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、皆さんご存知のとおり、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、本年度はもとより、来年度においても地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっております。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られており、地方財源は巨額の財政不足を生じ、今までかつてない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の五つの事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものでありましたが、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上が提案理由であります。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第31、「発議第5号、PCR検査のさらなる拡充を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第5号、令和2年9月8日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。

PCR検査のさらなる拡充を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、神崎静代。賛成者、久保安正、南真紀。

新型コロナウイルス感染症は発症直前にウイルス排出が最も多く、しかも無症状者からの感染が全体の40%にのぼることが明らかになっています。これ以上、感染を拡大させないためには、感染震源地を明らかにし、その地域住民全員の検査を行うこと、及び医療関係者をはじめ福祉職場、学校現場、エッセンシャルワーカー等の検査を一気に進めることが求められています。

アメリカのニューヨーク州では、「いつでも、誰でも、何度でも」検査を受けられる体制が構築され、感染の拡大を抑え込んでいます。我が国でも検査能力の拡

大が進められていますが、感染拡大地域の全住民や従業者をはじめ必要のある方がすみやかに検査を受けられる体制を整備することこそ、無症状感染者からの感染拡大を抑えるためには最も効果的です。

また、地方自治体等を通じた、検査を実施する際の職員配置、検査キットなど備品購入費用の財政支援がなければ、一般医療機関での検査能力拡大にはつながりません。

よって国は、PCR検査能力をさらに大幅に広げるよう取り組むとともに、そのための地方自治体への思い切った財政支援を国の責任で行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年9月、奈良県三郷町議会、提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第5号について提案理由の説明を求めます。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） PCR検査のさらなる拡充を求める意見書の提案理由を述べます。

日本医師会が設置した新型コロナウイルス感染症の有識者会議が、8月5日、PCR検査の拡大を求める緊急提言をまとめました。新型コロナ感染制御と社会経済活動の両立のためには、有症状者に対して確実に検査を行って、早期探知に結びつけるとともに、市中における無症状陽性者の早期発見が重要だとして、検査体制の拡充を提案しています。

日本はこれまで感染者の濃厚接触者を追及するクラスター対策に取り組んできました。これは流行初期には有効でも、市中感染の広がり、感染経路が分からない患者が増えている状況では、後出に回ってしまい、流行を止めることは困難です。

8月半ばまでのPCR累計検査数は、アメリカは7,015万5,956件、イギリスは1,181万4,098件、ドイツは926万5,361件に対し、日本は146万3,078件、1,000人当たりの検査数にすれば、アメリカは212件、イギリスは174件、ドイツは111件に対し、日本は12件と桁

違いに少なく、日本のPCR検査の件数は諸外国と比べると、まだまだ遅れています。

感染者を早期に探知し、感染者を隔離保護して感染拡大を抑えるためには、PCR検査を拡大しなければならないことは明らかです。感染震源地を中心に大規模で網羅的な検査を行うなど、無症状の感染者を見つけ出して、感染させる危険性が高い人、隔離保護する戦略を持つこと、また医療関係者をはじめ、福祉職場、学校現場、人々が日常生活を送る上で欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカー等の検査を一気に進めることが求められています。

そして、感染の波が収まってきても検査をすることが大切です。新規感染者数が減ったから検査も減らすということになると、無症状の感染者からの感染が継続し、感染はくすぶり続けて、また、次の波が来るという悪循環に陥ります。そうならないために検査の抜本的強化に取り組むべきです。各国を見れば、感染者が減っているときにこそ、検査を拡大し、感染を封じ込めています。

全国知事会は8月8日付けで新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言を出し、PCR検査等より早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、行政検査で幅広く対処できる要件を明確化し、戦略的に拡大することとし、クラスターが発生した施設等の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、施設内感染を防ぐための医療・介護・障がい者福祉施設の従事者、公益性の高い被災地への応援職員、ボランティアなどについても、検査対象に含め、国の負担による行政検査として実施することを求めています。

厚生労働省は8月7日の通達で、感染者が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することは可能と自治体に示すなど、PCR検査拡大方針を見直しています。

さらに8月18日には、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域の医療施設、高齢者施設などに勤務する人や入院患者、入所者については、感染者がいない場合でも行政検査の対象にできるという見解を示し、8月28日には、政府の新型コロナウイルス対策本部が感染流行地域での医療・高齢者施設などへの一斉定期的な検査、地域の関係者の幅広い検査について、政府として都道府県などに実施を要請すると決定しました。

東京都世田谷区、千代田区、千葉県松戸市、長崎市などで自治体独自の検査拡

充の取組が始まっています。世田谷区では「いつでも、誰でも、何度でも」を目標にPCR検査を拡充する世田谷モデルを明らかにし、1日1,000件の検査を目指すとし、約4億1,400万円の予算を組んでいます。しかし、これらの取組は全て自治体が自前で予算をつけて実施しているのです。

政府は都道府県に要請するがお金は出さないと、自治体現場任せの姿勢です。要請するだけでなく政府として全面的な財政措置を取って、初めて本気で検査増強に取り組んでいるのだと言えます。国が思い切った財政支援を進め、PCR検査能力を大幅に広げ、どこが感染流行地域かを政府として明確にし、コロナ感染拡大を抑えることに全力を尽くすべきです。

以上が提案理由です。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第32、「発議第6号、義務教育全学年で20人程度の少人数学級を実現することを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第6号、令和2年9月8日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。

義務教育全学年で20人程度の少人数学級を実現することを求める意見書。

このことについて別紙のとおり提出いたします。

提出者、神崎静代。賛成者、久保安正、南真紀。

新型コロナウイルス感染症対策として全国的に実施した3か月にわたる学校の休業によって、「学校に行けない」「外で遊べない」「勉強が心配」など、子どもたちの不安が強まっていることが、国立成育医療研究センターの「コロナ×子どもアンケート」などで明らかになっています。学校再開後の子どもたちの不安を受け止める手厚い教育が求められています。

しかし実際には、学校再開直後の一時期だけ分散登校が実施され、1クラス20人程度の少人数学級が実施されましたが、現在では通常登校と通常人数授業に戻っています。しかも夏休み短縮や授業時間の増など、子どもたちに新たなストレスを広げています。

こうした状況下にあって、7月2日、全国知事会など地方三団体が「現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」として、少人数学級の実現へ「教員の確保がぜひとも必要」と求めた提言

をまとめました。文部科学大臣も「少人数学級の有効性を深掘りしたい」（7月22日衆院文部科学委員会）と、義務教育標準法の見直しに前向きな発言をしています。さらに8月19日に公表された中央教育審議会特別部会の「中間まとめ（骨子案）」に、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図ることが盛り込まれました。

OECD加盟国中最低となっている日本の教育予算水準をOECD平均並みに引き上げ、教員の配置を大幅に増やすこと、必要な施設の整備を図ることは、学校で感染症予防と子どもに寄り添うゆきとどいた教育の実現に欠かせない課題です。

よって国においては、義務教育の全学年で20人程度の少人数学級を早急に実現されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年9月、奈良県三郷町議会、提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第6号について、提案理由の説明を求めます。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、「義務教育全学年で20人程度の少人数学級を実現することを求める意見書」についての提案理由を述べます。

学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3か月もの休校は、子どもたちに計り知れない影響を与えています。今の子どもたちの状態の特徴の一つは、学びの遅れと格差です。休校中の学校は課題プリントを配りましたが、習っていないところを1人で学ぶのは無理がありました。保護者が教えられるかどうか、塾やネット環境の有無など、これまでとは違う格差が生まれています。

また、学校再開後の子どもには、緊急事態宣言、臨時休校中とは異なる新しいストレスが加わっています。子どもはストレスを自覚していないことも多いため、気持ちの表出を手伝ってあげることも大切なケアになります。こうした子どもを受け止めるための手厚い教育が必要です。

新型コロナウイルスの感染症対策専門会議の新しい生活様式の実践例は、基本的対策として、1、身体的距離の確保、2、マスクの着用、3、手洗いの三つを

挙げています。中でも人と人との距離の確保が感染リスクを大幅に下げるとして、身体的距離の確保が新しい生活様式の筆頭となっています。

ところが、国の制度では小学校1、2年生のみが35人学級、それ以外は40人学級となっています。国の資料によりますと、1教室20人だと最低1メートルはクリアできるが、40人だと1メートルも確保できないとしています。政府として、最低1メートル人と人との距離を空けることを新しい生活様式として推奨し、テレビの司会者もスーパーのレジでも距離を取るようにしているのに、学校の教室だけ身体的距離をコロナ前と同じというのでは説明がししようのない矛盾です。子どもへの手厚く、柔軟な教育のためにも、コロナ感染症のためにも20人程度の少人数学級が必要です。

こうした状況の下、5月22日に日本教育学会が教員10万人増の提言を行い、6月22日の日経新聞で全国連合小学校校長会がウィズコロナ時代には20から30人学級と語りました。そして、7月初め、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の3者が連名で緊急提言を出し、少人数編制を可能とする教員の確保を文部科学大臣に要請しました。

さらに7月8日、安倍政権のいわゆる骨太方針、経済財政諮問会議、経済財政運営と改革の基本方針2020は、少人数指導によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について、関係者間で丁寧に検討するとしました。そして、7月20日の政府の教育再生実行会議で萩生田文部科学相が少人数学級を「私は目指すべきだと個人的には思っている」と語っています。

文部科学省は8月19日、中央教育審議会特別会の「中間まとめ（骨子案）」を公表しました。そこには新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図ることが盛り込まれました。

欧米諸国では学級編制の条件がほぼ30人で、実際の児童・生徒の平均は20人程度です。1980年代、欧米では学級規模が20人程度以下になると、学習効果が大きく、児童・生徒の感情的な側面への効果も大きいことが分かっています。

ところが、日本の小中学校の学級規模は40人とされており、OECD平均の21.2人よりも大きく、OECD加盟国の中で学級規模が2番目に大きい国となっています。また、日本の教育予算の水準は国内総生産比で2.9%で、OECD加盟国中最下位です。日本の教育予算水準をOECD平均の4.1%並みに

引き上げ、教員を大幅に増やし、必要な施設の整備を図ることは、感染症予防と子どもに寄り添う行き届いた教育の実現に欠かせない課題です。

以上が提案理由です。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は午前 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 49 分

再 開 午前 11 時 10 分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。（別紙 1 頁～ 8 頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（伊藤勇二） 日程第 33、「令和元年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」、日程第 34、「令和元年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告」を一括にして求めます。瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは令和元年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る 8 月 3 日、4 日の両日、山田監査委員と共に、令和元年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして審査を行いました。

その中で、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付されました令和元年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付されました各

基金の運用状況を審査いたしました。

各会計の決算については、予算現額及び収入支出額について関係諸帳簿、証拠書類等、慎重に審査した結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。また、各基金の運用状況についても計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るための財政運営につきましても、意見を付したところでございますが、詳細につきましては審査意見書をご覧くださいと思います。

以上でございます。

続きまして、令和元年度下水道事業会計及び水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月9日に山田監査委員と共に、令和元年度両会計の決算審査を実施いたしました。提出されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、上下水道事業の運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細につきましては、令和元年度三郷町下水道事業会計決算審査意見書及び令和元年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をご覧くださいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） ありがとうございます。以上で令和元年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び令和元年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告を終結します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第35、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により、通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑に

なされますよう、よろしく申し上げます。

それでは、6番、高田好子議員、一問一答方式で行います。高田議員。

6番（高田好子）（登壇） 皆様、こんにちは。質問に先立ちまして、いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表したいと思えます。また、医療従事者、福祉関係者、エッシャルワーカーの皆様に関心から感謝を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました1問目の項目、「被災者支援システム」の導入について質問させていただきます。

今日、全国各地で大規模自然災害が頻発し、南海トラフ地震は30年以内に発生するとされ、各地で警戒がなされております。令和2年7月豪雨は九州を中心に被害をもたらしました。我が町としても大和川を抱えており、溢水による洪水や水害、土砂崩れなど、コロナ禍にあってもいつ起こるかもしれない災害に備えた取組は絶対に必要だというふうに考えております。

一たび、大規模自然災害が発生すれば、住宅、保険料、税、災害見舞金、生活再建への支援金、住宅の消毒や衛生管理など、多くの行政部門が被災者と関わることとなります。災害発生時には何よりも人命救助が最優先されますけれども、その後はきめ細やかな被災者の支援が求められます。刻一刻と変化する被災者状況を把握するとともに、様々な支援制度の利用状況や生活再建に向けた相談内容を記録などする一元的に管理をし、被災者の支援をしていくことが極めて重要と考えます。

「被災者支援システム」は、平成7年の阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市職員自らが被災しながらも、被災者支援のために開発したシステムです。災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、被災者証明書、罹災証明書の円滑な発行、各種義援金の配布など、災害発生直後から必要となる情報を共有管理することができ、避難所関連や仮設住宅の入居、緊急物資管理、またGIS地理情報システムによる被災シミュレーションを活用した避難支援など、災害時に必要な様々な機能を有しており、避難行動要支援者関連等のサブシステムとも容易に連結し、一元的に管理できるシステムです。

東日本大震災では、被災者支援業務対応での実経験、教訓、情報化ノウハウなど改良を積み重ね、救済、復興復旧業務を遂行する上で必要な業務を全て登載し

ており、実際の業務で有効性を実証済みです。東日本大震災後には各地で危機管理の意識が高まり、「被災者支援システム」の導入を検討する市町村が約1,000団体に及びました。

総務省の「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」は全国の自治体で共通の利用可能な被災者支援システムを無償で公開提供するとともに、被災者支援システム全国サポートセンターを通じてサポートが受けられ、コストはほとんどかかりません。自治体でシステム開発運用するのではなく、J-LISが安全に運用するシステムを活用することは、自治体にとっても大きなメリットがあると思います。行政事務処理に極めて優れており、汎用性が高い「被災者支援システム」の導入をしてはいかがでしょうか。

災害時やコロナ禍のような有事の際にも活用できるシステムであり、平常時にもフルに住民基本台帳をベースに住民支援を行うことができ、本システムを操作し、重要性を理解していくことは行政にとっても住民にとっても優れた効果があり、本町におきましても「被災者支援システム」の活用に向けて、積極的に取り組むべきであると思いますけれども、ご所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

「被災者支援システム」は、議員のおっしゃるとおり、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、西宮市の市街地のほぼ全域が被災し、市庁舎も大きな被害を受け、コンピューター機器やネットワーク回線も大きなダメージを負った中で、職員自らが被災者を支援することを目的にシステムを構築したものであります。その後、汎用システムとして全国の地方公共団体に無償で公開、提供されていると認識しております。

また、東日本大震災をはじめ、度重なる災害により被災した各地の地方公共団体等からの要望を反映し、機能強化を図るなど、今も進化、リニューアルを続けているシステムでもあります。

システムの主な特徴といたしましては、被災者台帳と被災家屋台帳の二つのシステムで構成されており、刻一刻と変化する被災者の状況や家屋の被害状況を記録更新できるようになっております。また、被災者への罹災証明書、被災家屋証

明書の発行や様々な義援金の給付、生活支援金の貸付管理など、各種支援制度の管理も行えるようになっております。

これらのことを踏まえまして、本町といたしましても、議員ご提案の「被災者支援システム」を導入する方向で検討しており、いつ発生するか分からない未曾有の災害に備えてまいりたいと考えているところであります。なお、このシステムの機能には、避難所の設置情報や避難者の入退所情報、緊急物資の管理等の機能も備わっております。

導入した際には、今後、構築される地域BWAのセキュアで強靱な回線を利用し、災害対策本部と各避難所が情報連携できるツールとして活用することも考えております。そして、最終的には「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGOの実現」につなげていければと考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 地域BWA等の連携と一緒に前向きにご答弁いただけるといふことでありがたく思います。被災者支援システムは、阪神・淡路大震災と東日本大震災の経験、教訓を生かしながら、現在の過程で被災自治体から要望や必要な機能等があれば、逐次、反映されており、さらに災害対策基本法の改正により、罹災証明の発行と被災者台帳の作成が不可欠となり、避難行動要支援者台帳の整備も義務づけられ、被災者支援業務の遂行が重要となっており、変化に対応し続けているシステムになります。

また、被災者支援システム全国サポートセンターでは、被災者支援システムの導入から研修、実践的運用までの完全サポートを行っておられ、危機管理講演会や被災者支援システム説明会、職員研修など、全国の自治体に向けて実施も行っておられます。

そこでお尋ねいたします。本町においても、講師を呼んで、説明会等を開催してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

災害はいつ起こるか予想しがたく、被害が全く生じないようにすることは非常に難しいです。それでも、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする大災害の教訓を風化させることなく、平時より準備する必要を痛感いたします。

早期に被災者支援システムの導入、運用の体制が整うことを強くお願いし、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。研修等というお話もありました。それで導入に向けまして、現在、西宮市情報センター、そちらとも連絡を取っております。それから、導入から運用の流れにつきましても、手続等も聞かせてもらっているところです。

その中でも、研修等も来ていただけるであったり、うちのほうは出向いて研修をさせていただこうと思っております。対応につきましてもは危機管理室のほうで行おうということで考えておりまして、情報管理を担当している総務課内での担当になりますので、そういった情報管理に詳しい職員での対応ができるかと思っておりますので、運用につきましても確実にやっていけるのではないかなと考えております。

そうしたところで、大災害に備えて、今後、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問、「特殊詐欺」防止の対策についてでございます。近年、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などの振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は新聞やテレビなどで頻繁に取り上げられています。現在は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特別定額給付金など、現金やキャッシュカードをだまし取る新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺も起こっております。加えて、事前に個人の資産状況や家族構成などを言葉巧みに聞き出し、金銭をだまし取るため強盗に入ったりするアポイントメント電話（通称アポ電）の手口による詐欺被害が全国的に相次いでいます。

奈良県内においても、息子や警察官などを語った不審電話は後を絶ちません。その中であって、警察や関係機関、団体など、県では大和の安全、町では三郷駅前交番だよりなど、SNSなども活用して様々な方法で注意喚起がなされております。

しかし、手口も巧妙化しており、特殊詐欺の被害件数は年々増加しているところです。奈良県警察本部生活安全企画課によりますと、特殊詐欺の被害件数、被害額については、平成30年度奈良県119件、約4億6,700万円、三郷町1件10万円、令和元年度奈良県175件、約2億3,840万円、三郷町5件、1,010万円、令和2年度上半期、奈良県120件、約2億480万円、三郷

町5件、660万円となっており、人口当たりの被害率を見ると、奈良県は全国で比較してワースト10に入るほど被害は深刻で、おひとり住まい、高齢化、核家族化が増加する中、特に高齢者を狙った特殊詐欺に対しては、早急な対策が求められています。

昨年、県警本部に寄せられた特殊詐欺の相談件数は4,700件以上となり、被害のうち75%は固定電話にかかってきた電話が発端となったそうです。そこで、固定電話に防犯電話、迷惑電話防止機器を設置することで、無用な電話に出る必要がなくなり、被害を防止する効果が期待できることから、迷惑電話防止機器を購入した高齢者を対象に購入額の半額等を補助する制度を新設する自治体が奈良県でも増加しております。ほかにも急増する特殊詐欺被害を防止するために様々な取組もなされております。

防犯グッズポップアップシールは電話機につけて、受話器を取る高齢者への注意喚起をするものや、詐欺ストッパーは受話器にシールを張りつけ、受話器を持ち上げると、その振動で「お金の話は詐欺です。だまされないで」などと、特殊詐欺への注意を呼びかける音声メッセージが流れる仕組みになっています。

詐欺ストッパーの利用者が詐欺に気づくきっかけとなると同時に、メッセージは電話の相手にも聞こえるようになっているため、詐欺を仕掛けにくくなるという仕組みで、単価は一つ、約300円台と安く、取扱いが簡単とのことで、迷惑電話防止機器付き電話に近い機能ではないかと思われれます。

また、特殊詐欺被害の防止及び啓発に特化したシートなどを作成し、広報やホームページなどに掲載することはもちろんですが、自治会回覧だけではなく、住民の皆様が目にとどまりやすい場所、例えば自治会館掲示板やごみ集積場所等に防止シートを設置し、地域住民の注意喚起と防犯意識の高い地域であることを常日頃より見せることにより、抑止効果になるのではないのでしょうか。

特殊詐欺は人ごとではありません。誰にでも詐欺の電話はかかってきます。誰にでも架空請求はがきは送られます。誰でもだまされる危険性があります。安全で安心して暮らせるまちづくりは、住民一人一人が対策を取ることが基本だと思いますが、住民の皆様が特殊詐欺の被害に遭わないようにするためにも、行政も日頃から情報提供や啓発活動を行う取組が重要であると思います。

そこでお尋ねいたします。振り込め詐欺など「特殊詐欺」の防止に向けて、本町としてどのように取り組まれていますか。また、迷惑電話防止機器の設置に補

助制度の導入をしてはいかがでしょうか。特殊詐欺被害防止啓発になる防犯グッズや詐欺被害防止シート等の配布、設置のお考えはありますでしょうか。お聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 高田議員のほうから2問目のご質問として、「特殊詐欺防止」の対策につきましてご質問いただきました。

「奈良県三郷町SDGs未来都市計画」で掲げる2030年までの目標としまして、世界に誇る！！「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現のために取り組むべき課題の一つと認識しております。

まず、奈良県の犯罪統計につきましては、先ほど議員がお述べのとおり、歯止めがかかっていない状況です。最新の情報ですと、西和警察署管内7町において、本年8月末現在の発表で15件、被害総額1,763万円の特殊詐欺被害が発生しており、そのうちの3割、5件になるんですけれども、三郷町のほうで被害が発生していると。被害総額につきましては660万円という現状でございます。

様々な機会に注意喚起され、ほとんどの方が特殊詐欺や悪質商法のことを知っているにもかかわらず、驚くことにかかってきた電話に出てしまうとだまされてしまい、しかも被害金額は高額であるという実態があります。こうした実情を踏まえ、西和警察署管内の7町で構成する西和地区防犯協議会が被害防止に効果的な防犯機能を備えた電話機器の普及促進を目的に、防犯電話購入助成事業を令和2年度の新規事業として実施する準備を進めていることを確認しております。

防犯機能を備えた電話機器は電話に出ることによりだまされてしまう被害を未然に防止し、被害につながる電話をブロックする迷惑電話防止機器です。公益財団法人全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話の推奨基準は、電話機本体、または電話機に後づけで取り付ける機器であって、電話の着信時に電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、自動的に通話内容を録音する機能の機器であること。また警察、自治体等より提供された迷惑電話番号のデータベースを活用して、迷惑電話を自動判別し、着信を拒否、または着信ランプ等で警告表示する機能を有する機器であること。加えて、高齢者等であっても使用操作が容易で壊れにくいものと規定されています。

そして、同協議会は、8月中旬に三郷町内で防犯機能を備えた電話機器の情報を含め、特殊詐欺の被害防止啓発活動を実施されました。一方、三郷町独自の取

組としましては、町長と西和警察署長とが社会福祉協議会主催の「いきいき百歳体操・スッキリサテライト教室」の23か所の会場に赴き、参加高齢者の方へ特殊詐欺被害の状況や最新手口等について詳細に分かりやすく啓発を行っているところです。現在まで8か所の啓発を実施し、年内に全会場を回る予定となっております。

今後も、警察発表や西和地区7町の防犯対応情報を積極的に入手し、効果的な情報発信と啓発に努めてまいります。議員お述べの防犯電話購入助成事業につきましては、1本の電話が高齢者の住まいにかかってきたことをきっかけに事件が始まることを念頭に、1人でも多く、高齢者が特殊詐欺被害の抑止効果のある防犯電話を設置していただくことに自治体助成が貢献できると考えており、近隣市町村の対応状況も踏まえながら、特殊詐欺防止対策として、令和3年度当初予算に盛り込めるよう、事業内容を精査してまいります。

また、議員ご提案の防犯グッズの配布や設置につきましては、新型コロナウイルスの影響で交通安全週間のグッズ配布が中心になった状況ではありますが、役場に来られた方に手に取ってもらい、啓発効果が期待できる防犯グッズを準備しているところです。

以上です。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） まず、町長自らがいきいき百歳体操教室とかサテライトスッキリ教室とかに行っているということなので、また、部長から前向きな答弁をいただいたということでありがたく思います。

先ほども述べましたが、特殊詐欺の被害額の大きさに大変驚くとともに、これは本当に届出をされている件数だけで、本来はもっと大きな額で、もっと多くの件数があるのではないかと危惧しております。

そこでお尋ねを一つさせていただきます。防止対策を進める上で、周知、啓発をより推進していただくとともに、より多くの方に特殊詐欺のことを知っていただくためにも、消費生活指導員などを講師にお招きして、最新の事例や具体的な手口、身を守る対策など、無料出前講座などを開催してはいかがでしょうか。

特殊詐欺は身近にある犯罪で手口も巧妙化しております。町民の皆様が特殊詐欺の被害に遭わないよう、これからも警察、関係機関、そして地域の皆様と連携

をしっかりと取りながら、情報発信にも力を入れていただき、防犯対策に取り組んでいただくことを強く要望させていただき、私の2問目の質問は終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 高田議員のほうから再質問をいただきまして、一般の方向けの講座という意味だと思えるんですけども、開けないかということでお話をいただきました。現時点で町主催で出前講座みたいなものは考えているところではないんですけども、ただ、今、議員がお述べのとおり、大変大きな被害状況であるということも踏まえて、自治会等、各種団体で集会とかイベントがある際に、特殊詐欺の状況であったり、手口だったりとかという説明をする、講師等を求めているということであれば、町の住民福祉課のほうにご相談いただければ、その集会の趣旨と、それから啓発してほしい内容を含めていただければ、西和警察署とも連携しながら講師派遣の調整はしていけるかと思えますので、また何かありましたら、ご連絡いただけたらと思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆さんこんにちは。8番、澤美穂でございます。

コロナの第2波の襲来とも言われたこの難局を三郷町内で最小限の感染にとどめることができましたのは、迅速な感染予防対策を講じていただいた結果だと思います。三郷町民の健康と安全を日々お守りいただいていることに、三郷町民の代表の1人としてお礼を申し上げます。また、完成予防対策でご不便をおかけしている三郷町民の皆さんのご理解とご協力にも心から感謝申し上げます。ウィズコロナの生活はまだしばらく続くようでございます。役場、町民が一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと思っております。

このたびは、日本遺産認定おめでとうでございます。町長の熱意と担当の大塚さんの努力、大きな力となった龍田百人一首を手がけられた笹川雪江さん、人形の作者の皆様、すばらしい写真を提供してくださった澤戩三さんをはじめ、プロジェクトに携わられた全ての皆様に敬意を表したいと思います。暗いニュースばかりの中、久しぶりの明るいニュースで、SDGsの認定に続きまして、三郷町史

に残るすばらしい功績だと思っております。

せっかくつかみ取った日本遺産認定です。日本遺産制度を生かすためにはSDGs同様、認定に満足することなく、誘客を促す仕組みづくりなどを継続的に行っていかななくてはなりません。正直、SDGs認定時よりは心待ちにされていた町民の方は多いとは思いますが、残念ながら、いまだに両方ともご存知のない方も多いのが現状です。

私はこの機会に観光案内所を兼ねたSDGsの複合施設の設置を要望いたします。観光庁が地域観光コンシェルジュの育成を提案されていますが、町外の方の観光案内ではなく、三郷町民の総合案内所としての町のコンシェルジュも兼任していただくのはどうでしょうか。といいますのも、軌道に乗るまでは早々連日、観光客が押し寄せるといえることはないでしょうから、観光案内の合間にSNSやホームページの更新等で三郷町の情報発信をしていただきながら、町民の方が役場のどの部署に行けばいいかわからないとおっしゃる方のための総合案内所として、まず、そこに行けば、担当部署をご案内していただけると、町民の利便性の向上にもなるかと思えます。

今や知りたい情報はネットですぐに検索できる時代になってきており、観光客それぞれのニーズに合った情報や地域のより奥深い情報を提供することで、魅力的な過ごし方の提案をし、育成したガイドとの連携により多様性に対応できるサービスが求められています。フリーWi-Fiがあり、移動手段としてレンタサイクルがあれば事足りる人も多いのかもしれませんが。

しかしながら、歴史に興味があり、ここまで来てくださるのは、圧倒的に時間にも余裕がある年配の方が多いかと思われまますので、そういう方は紙媒体や対面でのご案内のニーズが根強いかと思えます。コンシェルジュは観光客と直接対面することにより、いただいた評価や要望を観光地域づくりの担い手に即フィードバックする役割も担っていただけるので、改善できることはすぐに改善していただけるメリットがあります。

太子町にサントル・ドゥ・ヴィラージュというピザがおいしいイタリアンのお店があるんですけれども、そのペーパーのランチョンマットが太子町の観光マップになっているんです。そこは多分見えないんですけれども、こういうような感じで、この上に食事を置いて食べるということなんですけれども、太子町のマップかと思って見ていると、実は端から富田林市、羽曳野市、香芝市と、県をま

たいでの竹ノ内街道、日本遺産に認定されたところが載っております。これにはアクセスの方法とか四季折々のイベントの情報なども、この1枚に全て載っているんです。

これを見たときは、正直、イタリアンやのにこんななんかと思ったんですけど、実は、三郷町も日本遺産に選ばれたら、いや、柏原と大阪府とまたがっているんで、大和川に沿って地図を作ったらいいのではと思って、写真を撮っておいたんですけども、実物をもらおうと思っていたら、ちょっとコロナになってしまって外出ができないということで写真だけはあります。

亀の瀬や龍田古道だけではなく、同じように食事ができる場所やSDGsに取り組んでいる店、また、以前、辰己議員が提案された子育て応援団のお店も掲載していただくなど、万葉歌碑など見どころやトイレの場所だけでなく授乳やおむつを替えるスペースの所在地の情報も載せていただけたらと思います。

授乳スペースということで、三郷町にはどこにあるんだろうと思ったんですけど、実は私はもう授乳の必要がないのでぴんと来てないんですけども、先日、フードドライブの見学で訪れた香芝市の社協には、こういうような授乳のブースがあるんですね。これはどこにでも置けるタイプなので、こういうのがあれば安心してお母さんも授乳して、おむつ替えもできるのではないかと思いますので、また、ぜひ三郷町でも考えていただきたいと思います。

地図の裏面にはスタンプラリーをつけたり、また、フォトログイニングを実施したりして、その際は必ずお店で買物や食事をしてもらうことを条件にし、景品にはたつたひめのバッチやクリアファイルなど、また、ツーデーウォークで実施したときに参加者の皆さんがバッチをたくさん集めておられた記憶があるので、そのようなバッチを作ってもいいかもしれませんが、ぜひ、たつたひめ、三郷町オリジナルの物品も申請して、町内を回っていただくことで新たな三郷町の魅力を発見していただけるのではないかと思います。

数年前に、学校支援ボランティアのメンバーで石見銀山に行ったとき、優秀なリーダーがレンタサイクルを手配してくださったんです。石見銀山の近くというのは車が入れないようなところで、山の中を電動自転車で快適に回れたのを思い出し、値段を調べてみました。電動自転車が2時間で700円、ノーマルの自転車が500円でした。当時は多分認定されたときでもうちょっと高かったと思うんですけども、ぜひ値段も考えていただきたいと思います。

三郷町でも玄関口はどこなんとよく聞かれるんですけど、横に長く、JRと近鉄電車を使わなければ移動できないので、電車で来られた方には不便だなと思っていたのですが、移動手段としてのレンタサイクルを管理し、事前予約をしたら30分延長とか、三郷町内のお店で飲食をしたら1時間延長等の特典をつけていただけたりすると、徒歩では行きにくい、「ファンチャーナ」や「ミシャ」にも行ってもらえるのではないかと。また、信貴山の観光協会等と提携し、宿泊者には無料でレンタサイクルを使ってもらえるようなシステムをつくれば、三郷町内での宿泊のあっせんにもなるかと思っています。

あえて、観光案内所だけにせず、SDGs複合施設を要望したのは、森町長が補助金を取ってきてくれるのではないかと期待も込めているんですけども、よくSDGsって何とって思っている方も多いため、パネル展示をしたり、三郷町が取り組んでいることが分かるブースを常設して、自分に何ができるのかを考えるきっかけづくりの場になればいいなと思っています。

私はどうしたらいいのと聞かれたときには、もったいないことをしないことと答えているんですけども、もったいないと思う気持ちは、物だけじゃなくて人をも大事にすることにつながっていると思うからです。

水やエネルギー、お金の無駄遣いはしない、ごみを出さない、一人一人の小さな心がけがバタフライエフェクトとなり、地球の未来を変える大きな力になると信じています。

複合施設には地産地消の子ども食堂兼レストランや、週替わりシェフの土日レストランをも実施すると話題にもなりますし、地元の野菜や果物、特産品、たつたひめのグッズの商品化を進め、言わずと知れた澤戩三氏が撮影された写真のポストカードや万葉ミュージアムや平城宮跡の天平みつき館で大人気の一級建築士の坂田武嗣氏のイラストのポストカード、こちら、私が何も知らずに買っていたんですけども、この坂田氏は三郷町在住の方だということで、ぜひ三郷町の名称を書いていただいて、三郷町ブランドのおみやげ品の販売を行い、地域の方の憩いの場になるようなボランティアセンターも併設していただければと思っています。

SDGsの観点からフードバンクの受付やもったいないことをしない、ごみを出さないということからリサイクル、リユースに力を入れるべきではないかと思いい、昨年、視察に行かせていただいた上勝町で見た「ご自由にお持ち帰りくださ

いコーナー」のように、未使用品の日用品や学生服のリユースコーナーも併設できたらと思います。町内には学生服を販売されているお店もありますので、営業妨害になると困るのですが、私が思っているのは、対象が例えば小学校6年生でもう卒業が決まっている、もうちょっとというときにつんつるてんの上着を着ている子を時々見かけるんですね。親御さんの気持ちとしては、あとちょっとやから、頑張って着ときやという気持ちもあると思うんですけど、袖が短いということはやっぱり丈、肩幅も合っていないということなので、思わぬけがをすることにもなるかと思imasuので、そういうときのお下がりって、気楽に使っていただけるのではないかと思います。

また、お下がりというのは、本当に仲のいいお母さんにしか上げられないものなんですね。自分の中ではまだいけると思っているけど、あんな汚いのをくれはったと思われたら嫌なので、結局、そんなこと思われるぐらいだったら捨てたほうがましかなというお母さんの意見もよく聞きますので、ぜひ、リユースができるような仕組みをつくっていただけたらと思います。

そして、分ければ資源、混ぜればごみ、捨てればごみなんですけども、ベルマーク活動にも力を入れていただいたら、ベルマークって馬鹿にできなくて、0.7ポイントかなんですけれども、集めるとすごくいいものがもらえますので、ぜひベルマーク活動も考えていただきたいと思います。

日本遺産やSDGsが一過性のブームに終わらない、三郷町が未来永劫、後世に残せる地域づくりを今やらないと、三郷町はいつまでも王寺町の隣の町でしかありません。いつときの盛り上がりではなく、誰一人取り残さず、みんなが幸せになれる地域づくりを目指していきたい。それにはやはりお金がかかります。企業の誘致が難しい三郷町には、もう観光で頑張るしかないかなと思っています。そして、何よりも「スマートシティSANGO」、町民のシビックプライドの定着を目指したいと思います。都市に対する市民の誇りを意味し、郷土愛とも取れませんが、この都市をよりよい場所にするために自分自身が関わっているという当事者意識に基づく自負心があるというニュアンスのある言葉です。

今後は、小学校の総合学習の一環として郷土教育を徹底し、万葉歌碑の見学、その読み手や歌の意味などを勉強することにより、古典や歴史への興味のきっかけになってくれればとも期待します。延期になっている万葉学会がこの三郷町で開かれるときには、延期になってよかったかと思えるぐらいの町を挙げて、日

本遺産認定都市としての盛り上がりを見せていただきたいと思います。

いつ訪れても新しい発見がある三郷町を提案し、コアのファンとなり、リピーターになっていただくには、春は桜、夏は蛍、秋は紅葉、冬は考えていただいていることなんですけれども、例えば、1月に実施されている町民マラソン、こちら多分参加していただいているのは町民の方と職員の方が多いかと思うんですけれども、日本遺産認定時にあのインパクトのあるタイトルがとても有効だったということを知りまして、町民マラソンにもインパクトのあるサブタイトルをつけていただいて、「もう登れない、三郷町の心臓破り城山台を越えていけ」というのをつけていただいたら、好きな人はマラソン本当に好きですから、町外からも走りに来ていただけるかもしれません。そうなった暁には、町内在住、在勤、在学の人以外は1,000円なりとも参加費を取っていただいて、ぜひ観光の一つとして活用していただければと思っております。

しつこいようですが、必ずホタリーナガーデンは残していただくということもここでも強く要望しておきます。地場産業である草履づくりと見学、草履づくり体験、Gallery Kawariの見学、今中醤油蔵見学、バンジージャンプ、のどか村の温泉と見どころが満載の四季折々の三郷町を訪れていただきたい。一日中、三郷町で過ごしていただき、可能なら信貴山で宿泊、日帰りならば、最後にのどか村で温泉に入って帰ってもらえるような魅力あるプランを提案していただきたいです。

世界遺産の熊野古道のように、ヘルスツーリズムの認定を目指されるのもよし、また三郷町にはワーケーションとしても利用していただけるサテライトオフィスがありますので、家族旅行で来られた際、お父さん、お母さんが旅行の合間に会議に出なければならないとか、少し仕事をしなければならないというときは、落ち着いた環境で仕事をする事ができるというアピールもしていただきたいと思っております。

また、不確実な観光客ではなく、毎年確実に実施される修学旅行、校外学習や社会見学の場として利用していただき、奈良県内外で三郷町の認知度の向上につながるチャンスにもなります。三郷町民として一生懸命みんなで力を合わせて頑張ってくださいと思います。

2020年度5月21日付けの産経新聞の中で、近畿大学経営学部の高橋一夫教授は、「日本遺産は知名度不足もあり、もともと認定後、即、誘客に結びつくわ

けではない。観光客が利用しやすい周遊システムの開発やガイドの育成など、時間をかける必要があることを継続して行う必要がある」と述べられています。

私は時間だけではなく、そこそこのお金もかけて不退転の覚悟で臨んでいただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 澤議員から日本遺産認定に伴って、いろいろなすばらしいご提案をいただきました。また、そのようなご提案につきましては、後日、詳しくお聞かせいただき、9月4日に日本遺産の推進協議会が発足されまして、そちらのほうに情報提供をしながらご検討いただけるようにしていきたいと思っております。

今回、日本遺産申請に当たってのことなんですけれども、町としましても、議員がお述べのとおり、おもてなしが大切というところで、日本遺産の申請段階から魅力的なストーリーづくり、先ほど言われたインパクトのあるタイトルとか、検討はしたんですけど、それだけではなくて認定後の事業計画についても時間の多くを割いて充実させてきました。

その結果として、この6月19日付けで三郷町と柏原市に所在する龍田古道と亀の瀬が日本遺産認定されたということになります。このことは先の議会でも町長から報告させていただき、議員の皆様、ご承知のことと存じます。もちろんこれは申請に携わった職員では成し得なかったものであり、議員皆様の多大なるお力添え、住民の皆様のご協力のたまものであること、この場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

いろいろご提案いただいた中で、まず観光案内所であったり、観光コンシェルジュにつきましてはちょっと調べたこともありますので、お答えさせていただきます。

要望いただいた観光案内所を設置して、そこに観光コンシェルジュを配置するほか、「SDGsの未来都市さんごう」ならではの観光複合施設としてという意味づけだと思うんですけれども、整備してはどうかというご要望をいただきました。

まず、日本遺産の観光総合案内所の整備は、町としても必要であると認識しております。それは、先ほど議員お述べのとおり、市と町をまたがる日本遺産ということですので、そういったところというのは、総合的に案内できるところをつくらないといけないのかなと考えております。そこにはガイドの受付、地場産品

の展示販売、各種パンフレットの配置など、観光インフォメーションセンターとして設置に向けて、場所、規模、整備費用等を含めて今検討を行っているところです。

議員がお述べのと通りの複合施設として整備していくのはどうだということですのでけれども、そういった様々な機能が一つの施設として集約されることで、町民だけではなく、町外からの来訪者にとって非常に魅力のある夢の施設になるかとは思われます。子ども食堂、地産地消、フードバンク、学生服リユース、来訪者の憩いの場も含めてだと思えるんですけども、これら一つ一つの施策はとても大切で、SDGsの理念とも合致するところであり、おのおのの施策を推進することが必要であることは認識しております。

しかし、それらを一つにまとめた施設で実施するかどうかということにつきましては、施設の規模、適地の選定をはじめ、施設の各機能につきましては所管する部署がまたがる話でもあります。コスト面、整備、維持管理費経費など議論すべき課題は多数あり、町全体で十分な議論が必要と考えております。

また、観光コンシェルジュとして活躍できる人材の確保についてですが、最初から全て充足できる体制、人材の確保というのは難しいかなと思っています。少なからず当地に、この龍田古道と亀の瀬に詳しい方々にその一翼を担っていただきつつ、観光メンターとしてご協力いただける人材の育成にも取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご答弁をありがとうございます。前向きに検討していただければと思います。一つ一つでも結構ですので、何か町民に対しても、三郷町はこれだけ力を入れているんだということをアピールしていただいて、町民一人一人の協力も得なければ、やはり観光地としては成り立ちませんので、みんなで新しい三郷町をつくっていくような感じをお願いしたいと思います。

あと、要望があったのは、今、庁舎の横に垂れ幕と駅前へのぼりをやっていたいていると思うんですけども、実は、「風の神さま万葉の里、ようこそ龍田へ」というのを三郷駅に設置してあったらしいんですけども、これがちょっとなくなっているのがすごく寂しいということで、これは龍田大社が設置されているのかちょっとどうか分からないんですけども、こういうのもやはり、駅に降りた

ときからもう三郷町、やっぱり力を入れているなというのが分かるような掲示とかも併せてお願いしたいとおっしゃっております、あと、日本遺産に直接関係がないんですけれども、SDGsのマークの中にたつたひめがのぞいているマークが使われているんですけれども、そちらをぜひフリー素材にして自分たちも活用してみたいとおっしゃっているので、そちらも検討していただければと思います。私の再質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 今、議員、お示しだったSDGsのたつたひめの分はフリーですので、ご自由にお使いいただけるようになっております。

（「どこからですか」という声あり）

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） またご案内させていただきます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） すみません。一つ、お答えを忘れていました。

看板につきまして、その看板の現状につきましては、一度、現地と、あと龍田大社のほうに確認した上で、必要に応じて掲示のほうをやり直しとかというのも考えていきたいと思っております。一つ、答えを忘れていました。

議長（伊藤勇二） 澤議員、どうですか。よろしいですか。8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分とします。

休 憩 午後 0時15分

再 開 午後 1時30分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、3番、南真紀議員。一問一答方式で行います。南議員。

3番（南 真紀）（登壇） 「学校現場での消毒は教員にやらせないように」ということで一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスによる臨時休校が明けて、学校は感染症対策として毎日の消毒・清掃・健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じています。もともと異常な長時間労働で働いている教員にそれらの負担を課せば、教育活動への注力ができなくなります。

6月議会での文教厚生委員会の中では、学校の消毒作業については、大西教育

長の答弁では、「現段階では教員がやっています。ただ、先生方からも、やはり、かなり重労働になりますので、学校支援ボランティアの方と各校と調整していただきまして、可能であればボランティアの方のお手伝いもお願いしていきたいなというふうに学校には伝えてあります。」とのことでした。

ところが、学校の教室などの消毒は教員がやっていると聞いています。大西教育長の答弁どおり、教員にはかなり重労働な消毒作業はやらせないよう、早急に対策すべきだと思いますが、町のお考えよろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、本町における小中学校の消毒作業につきましては、教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所であります机、ドアノブ、手すり、スイッチなどを中心に毎日放課後に約30分程度、先生方を中心に行っていたのが現状でございます。

当初は消毒作業に時間を要しておりましたが、児童生徒が手を触れる箇所については、先生方が一番よく承知していることから、現在は手際よくスムーズにいただいていると聞いております。

議員がおっしゃるように、6月議会での文教厚生常任委員会におきまして、「学校支援ボランティアの方々にお手伝いをお願いしていただけるよう、学校に伝える。」との答弁をし、当初は学校支援ボランティアの方々に消毒作業のお手伝いをしていただいておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止やボランティアの方々の負担増も考慮し、学校と協議した結果、現在ではご遠慮いただいております。

その一方、教職員の負担を軽減するため、各校に2名配置しておりますスクールサポートスタッフの方々に就業時間を延長して、消毒作業を行っていただいております。今後はさらに各校に1名増員し、校内の消毒作業を徹底してまいります。

なお、8月に文部科学省が改定しました「学校の新しい生活様式」の中で、校内の消毒作業の進め方として、「消毒は感染原因であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることが困難、このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により、児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底す

ることが重要」と明記されております。

そうしたことから、本町におきましては、「学校の新しい生活様式」を参考にし、通常の清掃活動の中に消毒作業を取り入れるように進めていきたいと考えております。例えば、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う、また清掃道具など共有するものについては、その都度、消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いの徹底を行うなど、軽減できるところの改善を行ってまいります。

なお一つの手段として、消毒作業を業者に委託する方策もありますけれども、多額の費用を要することに加え、外部の人々を学校に入れることにより、ウイルスが持ち込まれ、先生方や児童生徒が感染するリスクが懸念されることから、業者委託による消毒作業は考えておりませんが、児童生徒や教職員が感染した場合には、通常の消毒作業では対応できないため、業者に委託する方向で考えております。

今後につきましても、引き続き、先生方のご協力をいただきながら、過度な業務とならないよう十分に配慮しつつ、児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 8月6日に文科省からの緩和があったということですが、あと、スクールサポーターも募集しているということですが、やっぱり先生方の消毒作業というのはこれからも続くようですね。

8月23日の朝日新聞の報道の中に、今年2月に設立されましたNPO法人がこのコロナ禍での子どもたちや教職員への学校の実態調査を行い、発表された記事がありました。調査したのはNPO法人「教育改革2020『共育の杜』」というところなんですけれども、4月に緊急事態宣言が出された東京都、大阪府など7都府県を中心に、公立、私立の小中学校、特別支援学校の教職員に、7月10日から26日まで回答を依頼し、1,203人が答えたということです。この調査では、コロナ対策で負担に感じているのはという質問で、校内の消毒作業というのが90%とトップでした。

授業を再開してから精神的に不安定な子が増えていたり、学力格差が拡大する可能性が高くなっていたり、あと、今後、いじめが増える可能性が高いというそういう中で、職員の人たちが子どもたちと向き合わなければならない時間が今増

えている中、授業時間も増えて、さらに授業の準備も多くなっているところに、さらに子どもたちが帰った後、消毒作業をしなければならないという、こういう状況、これ、どうですか、あまりにもひどい話だと思いませんか。どう思われますか。早急に対策すべきではないでしょうか。よろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに南議員がおっしゃったように、新聞で消毒作業が90%負担がかかっているというふうなアンケートを大阪と東京中心にされたと聞いております。確かに今までになかった業務が増えるわけなので、先生方には何からの負担は強いられているのは当然承知しております。

三郷町の教職員の組合交渉の中でも、教育長も出席していただいておりますけれども、その中で消毒作業について、特に負担がかかっているようなことはその場ではありませんでしたし、通常、清掃している中で子どもたちのためにやっているということをお聞きしているので、確かに負担はかかっていると思えますけれども、スクールサポーターを増員したり、延長したりして、町としては対策を講じていますので、今後ともこの状況で続けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 実は、ちょっと今、世界のほうで、昨年なんですけれども、まだコロナになる前です。世界では経済協力開発機構、OECDが昨年の2019年、コロナじゃないですよ、まだコロナじゃない時期に、6月19日に、この加盟国など世界48か国で教員の勤務環境などを調べた国際教員指導環境調査（TALIS）を発表いたしました。それによると、世界の平均の教員の勤務時間は週38時間、1日平均7.6時間だそうです。受験競争が激しいと言われているお隣、韓国でさえ、世界平均を下回る週37時間だそうです。

ところが、日本はといえば、何と昨年ですよ、まだ、これコロナじゃないですからね、昨年の時点で週56時間、1日平均11.2時間、ついに昨年ね、コロナ禍でないこの時期にこの調査で1日11時間を超えてしまいました。そんな激務の先生方にさらに上乘せして消毒作業をさせるというのは、本当にひどい話だと思うのですが、町はどう思われますか。

議長（伊藤勇二） 教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） 南議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

学校の消毒作業にありましては、先ほど来、南議員、また渡瀬部長のほうから説明がありましたとおり、文部科学省が改定いたしました学校の新しい生活様式の衛生管理マニュアルに沿った形で対応していきたいというふうに考えております。そういったことから学校内ではなく教室内の消毒についてはそれぞれの先生方をお願いをしていきたい。また、その負担を軽減すべく、本議会で上程させていただいておりますけれども、オゾン発生器を活用しながら、このオゾン発生器につきましては除染効果があるということで、一定研究の結果が先日発表されておりました。

そういったことから教室内の対応は、今、先生方をお願いいたしますけれども、それ以外につきましては、先ほど部長の答弁がありましたとおり、スクールサポートスタッフの増員、また先般、法隆寺青年会議所の皆様方のご協力をいただきまして、小学校の手洗いのコーティングもしていただいております。そういったことから教室内につきましては、今までどおり先生方に消毒をしていただきますけれども、それ以外はそれぞれの形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 二つ目です。「2017年10月の台風21号などの大雨浸水被害対策事業の進捗状況と今後の見通しは」ということで一般質問をさせていただきます。

2017年10月の台風21号による大雨の影響により、町内各地で家屋の浸水被害などが発生しました。これらの浸水被害などを解消、軽減すべく、被害が発生した7地区ごとに被害要因の解析を検討することを目的として、2018年12月に、平成30年度三郷町雨水溢水地区調査業務が作成されました。

調査業務で示された各地区ごとの対策事業の進捗状況及び今後の見通しについてお答えをお願いします。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 南議員から2問目のご質問をいただきましたとお

り、平成29年10月に発生した台風21号の大雨による影響により、町内各地で家屋の浸水被害が発生いたしました。これを機に庁内横断的な検討を行うため、防災、まちづくり、財政、下水、都市計画、河川管理の担当課による三郷町雨水溢水地区対策プロジェクトを立ち上げました。その中で浸水被害を解消もしくは軽減すべく議論し、町内の浸水被害箇所を大きく7か所に分け、おのおの地区の土地形状と被害状況に応じて、被害要因の解析を行った上で、実現可能な対策を検討するため、平成30年度には三郷町雨水溢水地区調査業務を行い、次年度より溢水対策事業を進め、適宜、このプロジェクトに参加する各課が対策の進捗状況と予定を共有しているところです。

また、令和2年3月、「第2期三郷町まちづくり総合戦略（令和2年から令和6年）」を策定する際に、浸水常襲地域の解消の項目として位置づけており、ご質問の大雨浸水被害対策は本町の最重要課題として取り組んでおります。

浸水対策事業の進捗状況でございますが、時期や地域ごとに説明をいたします。平成29年の台風21号以前からも、大雨の際に樋門閉鎖することで内水被害が発生する浸水常襲地域の惣持寺・明治団地地区につきましては、平成29年度以降、奈良県内各地に調整池を設置する内水対策事業を進めている県との協議を行いながら対策を進めており、令和元年度には、調整池関係の予備設計を完了し、現在は詳細設計業務の準備を進めているところです。

平成30年度には大和川の無堤防からの溢水により被害を受けた神前橋周辺におきましては、大和川河川事務所により無堤防区間の築堤工事を実施いたしました。

令和元年度には多門橋周辺におきまして、溢水が発生した立野北調整池周りの壁のかさ上げ工事を実施いたしました。また、この周辺の坂根川の対策につきましては、県管理河川となっておりますので、奈良県と協議し、対策工事を県において実施していただく予定となっております。

令和2年度につきましては、関屋川周辺におきまして、関屋川の下流部において溢水を防ぐための壁を設置するパラペットを施工し、築堤高をかさ上げいたしました。また、関屋川に排出される雨水管からの逆流を防ぐため、排水口にフラップゲート、逆止弁と言いますけれども、設置いたしました。

今後の見通しでございますが、令和3年度は岡垣内南地区の浸水対策として、多目的広場東側の水路壁のかさ上げ工事を予定しております。また、ほかの浸水

地区につきましては、県管理河川や大和川の対策が必要となるため、奈良県や大和川河川事務所と協議を行い、対策を進めてまいります。

特に、大和川のスムーズな流れを妨げる土砂堆積の問題につきましては、これまで、大和川河川事務所へ度々折衝を行ってまいりました。その結果、令和3年度から3年間で大正橋から神前橋の上流に向かって、順次、河道掘削をして、河川土砂を浚渫することに前向きな回答を得ております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今、説明していただいたのは、以前、皆さんもいただいているかと思いますが、2期目の人からは、いただいていると。この予定なんですけれども、県とか国とか、やっぱり絡みますと、どうしてもなかなかこう話が先に進みにくいというところがあると思うんですが、何といたっても町民の命を大事にしていかないといけないという観点から、本当言ったら、これ、一日でも早く進めていっていただきたい作業なんです。本当に努力をしていただいているのは分かります。ぜひ、今後とも一日も早く完了できるように、もちろん完了しているものの中にはありますけれども、国、県が絡むと、ちょっとなかなかこう未定やったり、いつから始まるかというのも話が進んだり、進んでなかったりするところもあるようですので、ぜひ一日も早く完了できるよう、よろしく願いしたいのですが、どうですか。お願いします。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 南議員から再質問いただきました、町民の命が大事というのは同じ気持ちであります。町がこれだけ対策を進めてきているところですので、その進捗状況を説明しながら、奈良県大和川河川事務所との折衝において、怒られるんですけど、遅れているようなというようなことを認識していただいて、早期の実施を働きかけていきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。3番、南真紀議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目の質問をします。

三郷町ではICTを活用した小中一貫教育が進められています。7月20日付

けで、三郷小学校、三郷北小学校、三郷中学校の保護者に対して、小中一貫教育導入に向けてのアンケート調査を行いました。保護者から「小中一貫教育ってなんですか」「突然、こんなアンケートをされてもどう答えてよいか分からない」というような声が寄せられました。三郷町の小中一貫教育とはどういうものなのか、なぜ推し進めようとしているのか、具体的にお答えください。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

以前から、小学校から中学校に進学した際に、子どもたちが感じる不安や緊張感から生じる、いわゆる中1ギャップの事案が本町でも子どもたちを取り巻く問題でありました。そのような中、現在、「6・3制」となっている小学校と中学校の学年の区切りを9年間一貫教育の学校とする義務教育学校は「4・3・2制」や「5・4制」など多様な区切りが可能となるメリットがあり、子どものつまずきの大きな原因の一つである中1ギャップの解消が期待されることから、新三郷中学校の建て替えを検討する際、一つの案とされた経緯がございます。

しかしながら、本町の学校の実情は小学校2校、中学校1校のため、物理的な小中一貫校、いわゆる義務教育学校は困難であるため、他市町村に先駆けていち早く、平成28年度から電子黒板やタブレット端末等のICT機器を導入していたこともあり、本町に合ったICT機器を活用しての施設分離型の小中一貫教育を目指しているところであります。

また、ICT教育を単に通常の授業でなく、各小中学校間を相互通信でつなぐ、幅広い活用方策の一つとして、未来ある子どもたちのための教育施策の一つでありますICTを活用した小中一貫教育の実現に向けて、教育委員会では「ともにまなび ともにおもい ともにそだつ」という教育スローガンを掲げ、令和元年度に小中一貫教育検討委員会を設置いたしました。

具体的な進め方といたしましては、以前より、タブレット及び電子黒板等の導入等を先進的に行っていることから、ICTを活用した学校間での交流や中学校教職員が小学校へ乗り入れ授業を行うなど、かなり効率的な授業推進が可能となるものと考えております。

なお、小中一貫教育導入に向けて、教育現場の状況を把握するため、令和元年度には小中学校の教職員を対象にアンケートを実施し、今年度は小学5、6年生

及び中学1・2年生の子どもたちとその保護者を対象に実施いたしました。

その保護者に対するアンケートの中で、「小中一貫教育は学力の向上やその他の中1ギャップの解消に有効だと思いますか」という設問に対して、「あまり思わない」「そうは思わない」という否定的な意見が24%だったことに対して、「そう思う」「ややそう思う」といった肯定的な意見の保護者は50%を超えておりました。また、子どもたちの自由記述の中には、中学校進学に係る不安として、学習面のほか、友人関係について挙げている子どもが多く、三郷町における中1ギャップの解消には小学校間の児童交流も必要になることが見えてまいりました。

こういった状況を踏まえ、まずは総合学習の時間を利用して、ICTを活用した小学校から中学校までの一貫した学習の流れをつくとともに、小学校間の交流を図り、互いの校区についてオンラインで発表し合うなど、共に学ぶ機会などをつくることも必要だと考えております。

また、9年間を通して系統立てて、ふるさと三郷町のよさを学び、子どもたちに理解してもらうことで、三郷町に愛着を感じる郷土愛を育むことを現時点での大きな目標の一つにしております。

さらに今年度より、小学5、6年生での英語が教科化されたことから、小中一貫教育を導入することにより、小学校において中学校のALTや英語教員によるオンライン授業も可能となり、小学校と中学校の学習連携を取ることで、より効果的な指導が望めるものと考えております。

今後は、保護者の皆さんや子どもたちの意見に耳を傾け、理解を求めつつ、学校長をはじめ、教職員とも十分に協議し、未来ある三郷町の子どもたちにとって最善の形で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） 小中一貫教育導入の理由として、いわゆる中1ギャップの解消を挙げられていました。小中一貫教育導入自治体のほぼ全てが導入理由としています。しかし、教育学者の中には小学校時代に不安と期待の両面感情を持つ子どもが、中学入学後、積極的に意欲的に活動するようになることから、中学入学前の児童が感じる不安は決してネガティブな意味合いのものではないという、別の教育学者の考えもあるということだけはちょっと申し上げておきます。

三郷町の小中一貫教育については、ICTを使って、三郷小学校と北小学校の

交流を図る。また、小学校5、6年生の教科担任制としてALTによる英語の授業をするというようなことが、当面はそういうので行くということが述べられたと思います。

ICTを使って交流するとかALTによる英語の授業するということ、それ自体は、私はいいことだと思います。しかし、そういう交流などが小中一貫教育というのでしょうか。それなら、小中学校の連携でいいのじゃないのかと思ったりします。もっとしっかりした理念を持つことが必要であって、三郷町での小中一貫教育についてしっかり議論をしないといけないのではないかと思います。特に、現場の先生方がきっちり理解をして、三郷町での小中一貫教育のイメージを持っていないと進めることができないと思います。

教職員の意識調査の小中一貫教育の利点、課題という調査がありましたけれども、私もその意識調査の結果を見せていただきました。確かに小中一貫教育の利点もあると考えている人が多いですが、三郷町における小中一貫教育についてはなく、一般論としての小中一貫教育についての意見を述べているという印象を私は受けました。

小中一貫教育の課題のところでは、「制度の全体像が見えず分からない」「具体的なビジョンが見えない」「何を狙い、何を行うのかを教員が共有できるのか」「来年度からの導入と聞き驚いた」「ほとんど何も準備ができていない状況での導入には課題が多過ぎると思う。もう少し時間をかけて準備すべきだ」「今回、いきなりの導入であり、こちらの負担が大きくなると思う」「今回、急に小中一貫となって準備不足、説明不足だと思う。もっと現場の意見を聞いて納得した形にしてほしかった」「全国的にもうまくいっているところもあれば名前だけのところもある。小中一貫ありきで進めるのではなく、中身の検討をしっかりとやってほしい」。いっぱいあって、ちょっと出しましたけれども、課題のほうについての意見が結構あるなと思いました。

今年の1月21日に開催された令和2年第1回三郷町教育委員会定例会で谷奥指導主事がこの調査の説明をされています。その中で、「小中一貫教育の利点、課題については、何と4分の1の先生が無回答、分かりませんと答えています。これは逆に回答ができていないということに意味があります。つまり、見えてこないのです。課題や利点が見えていない人が4分の1もいる、これは問題点だと思います」と言っています。

また、小中一貫教育についてのこの教育委員会の定例会の議論の中で、大西教育長は、「それぞれの先生については、正直なところ、教育委員会が直接、小中一貫教育の話をしていないんです。あくまでも校長を通じて、それぞれの先生に説明いただいておりますので、その情報が、やはり全体が見えていないのではないのかと思っております」と述べています。

現場の先生方が三郷町における小中一貫教育についてよく分かっていない状況じゃないかと思えます。実際に、この教育を進めていくのは現場の先生方です。三郷町でどのような小中一貫教育をしていくのか、先生方にきちんと説明すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、交流、連携でもよいのかということなんですけれども、当然、連携あつての一貫だと思っていますので、単なる一貫イコール連携ではないというふうには感じております。

また、先生方と議論すべきということはもちろんのことだと思っています。当然、教育委員会主体で進めていくだけでは小中一貫の実現はあり得ないと思っています。今後とも、先生方と十分に議論することは当然のことだと思っていますので、今後とも小中学校、教育委員会とは連携しながら進めてまいりたいと、このように感じております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 現場の先生方にはきちんと説明をして理解していただくというお答えだったと思えます。

では、先生方に納得していただく、そして進めていただくにはどうしたらいいかということなんですけれども、昨年9月9日に第1回三郷町小中一貫教育検討委員会が開かれました。その会議録を見せていただきました。

まず、事務局のほうから制度の概要説明があった後、委員長である大西教育長から「提案を一度学校に持ち帰っていただいて、それぞれの先生から意見を聞いていただく。ただ、その中でこのことをやるやらないという議論ではなく、やる方向でどういったことができるのか、どういうやり方ができるのかというところ

での議論をぜひお願いしたい」と発言されました。この発言で小中一貫教育についてやるやらないという議論はもう封じられたという形になります。

議論に入って、まず最初が教育関係の学識経験者委員が口火を切って、「全体に『4・3・2』になっていますね」と発言されました。続いて、三郷中学校の久保校長が、「小学校1年生から6年生までで物すごく差があります。この大きな段差、あっていい段差、なくすべき段差があると思います。残す段差、残さない段差、不必要な段差、必要な段差はちゃんと見極めるべきだなと思います」と発言をされました。また、久保校長は、「小学校は地域性がとても違うじゃないですか。三郷町の大きな特徴と思うんです。学校間で話し合い、目標をつくって行って、地域性は違うけれど、絶対必要なものは一緒やから、これだけはいけるんちゃうか」などとも言っています。これを受けて、ICT関係の学識経験者委員は、「9年間通じた目標を持とうということですね。親や住民にちゃんと説明をして、みんなにそうかと分かってもらわないと、三郷町全体で進んでいけない。目指すべき旗、これか。誰もがこれかと分かるものが必要かなと思う」と発言しています。三郷小学校の奥田校長は、「学年段階について、『4・3・2』の場合、小学校5、6年生と中1で3カウントしたときに、小学校5、6年は小学校にいて、中1は中学校で勉強するんだけど、切れ目は中1と中2の境目で、後半が2年制ということですね」と、「4・3・2年制」の確認をされた後、北小学校の木村校長が、「全国学力調査の結果なんか見えていますと、子どもたちの意識、北小の傾向というのがあるのです。三小の傾向もあると思います。それをしっかり分析して、果たしてそれで『4・3・2』がいいのか、専科制が有効なのか、もう一度、子どもたちの実態に立ち返ってから進めていかないと、子どもたちの実態に追いつかなかったり、言い方が悪いがやっつけ仕事になる。子どもの実際の成長に結びつかなかったらもったいないと思う。最終、私は教育は人しかないと考えています。幾らICTでやったとしても、人がいないと駄目なので、この小中一貫をやっていくに当たっては、人を確保していただくことをお願いしたい」と、こういうふうに議論が進んできているところで、大西教育長は「決して押しつけではなく、これから議論しながら進めていきたいとは思っています」と、最初に言ったこととはちょっと意見が変わってきました。

その後、ICT関係の学識経験者委員が「今でもただでさえ、先生はすごく忙しい。人の問題はすごく重要になってくる」という発言をし、大西教育長が「人

の話をやられるのは県教委の先生方ですので、分かりました、増やしますとここでは言えませんが、人の配置については重々考えていきたいと思います」と発言をして、ここでこの議論について打ち切られました。

そして、その後、教育部会、生徒指導部会、ICT部会の三つの部会を設置することを決めて、この第1回の検討委員会が終わりました。検討委員会での議論はこの1回だけで、その後、検討委員会は開かれていませんが、こういった議論を積み重ねていくことが大切ではないでしょうか。

検討委員会の終わり頃で、大西教育長から「明日香村が分離型の小中一貫教育をしている」という話が出ていましたので、先日、共産党議員団3人で明日香村へ行き、明日香村が出している資料、これです。それを基に、村会議員の方から説明をしていただきました。

その資料によりますと、明日香村は2003年に奈良県小中一貫教育特区として研究指定を受け、初めは施設一体型で話を進めていましたが、喧々諤々の議論の末、2012年に施設分離型に方向を修正しました。教職員との車座集会、村民との車座集会など、時間をかけて進めてきたようです。

三郷町では2022年設置ということで進めているようですが、今はコロナ感染拡大で学校の状況も大変変わってきています。感染予防のために少人数学級という声なども出てきているわけです。2022年設置ということは、もうそれがあるからというのではなくて、ちゃんと議論をして保護者、町民、そして何よりも、現場の先生に納得していただかなくてはなりません。そうでなければ木村校長先生のおっしゃるように、やっつけ仕事になってしまいます。拙速に事を進めるのではなく、時間をかけて十分議論をするべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

再質問の回答を先にさせていただいたんですけども、議員のほうが連携と一貫とどう違うのということの質問があったと思いますけれども、連携といいますのは、いわゆる小学校、中学校、それぞれの校種、いわゆる学校は違いますので、校種で区切られております。その中でお互いに情報交換等やり合って、いわゆる小中の関わりを密にしていこうというのが連携というふうに位置づけされてお

ります。

一方、一貫につきましては、小中学校、いわゆる連続した義務教育9年間として捉えて、同じ目標に沿って、同じ学校のように一貫して教育を行っていくと、そのことによって教育目標や目指す子どもの像、また、カリキュラムや児童生徒の生徒指導の方針等を小中9年間で一緒に立てていこうというのが一貫教育でありますので、本町にありましては、この一貫教育を目指して進んでいきたいというふうに考えております。

検討委員会で小中一貫ありきですって、私が1回目に言いました。それは当然やっていかなければいけない時代になってきているのかなと。先ほど、初めの答弁で部長が言いましたとおり、中1ギャップをなくすには、やはり、小学校6年から中学1年になったときにいろんなことでつまずきがあります。例えば、友達の関係、また、教育が小学校でしたら担任が全ての教科を教えますけれども、中学校になりますと、教科担任制になります。そのギャップをありましようし、中学校では中間試験、期末試験といういわゆる一定の定期試験があります。小学校では、日々の授業の中で試験があるという、いろんな環境の異なることによって、中学校に行ったときに、ちょっとつまずいて不登校になったりという子どもたちを出さないために、やはり小中一貫教育は私は必要でないかなという思いから、検討委員会でそういった発言をさせていただきました。

内容につきましては、今、コロナ禍で検討委員会はできていないんですけども、本年度からまず総合的な学習を利用して、三郷町のことを知ってもらいましょう。今小学校3年生で校区探検というものをやっております。それを本年度ちょっとずれておりますけれども、本年度の3年生がやったことをICTを利用して、三郷小学校の子は三郷北小学校の子にプレゼンテーションを行う、逆もやっていきたいなというふうに思っておりますし、英語の授業であっても、ALTなり、中学校の英語の先生が動画を使って各小学校に英語の授業、こういう形でやんねんということをやることによって、中学校に上がったときに小学校でどういった勉強したんかというところ、共有できますので、スムーズな授業の移行もできると。そういったやり方については、今現在、議論をさせていただいております。

本年度プレスタートさせていただきまして、本格的には2022年というふうにおっしゃいましたけれども、来年度から本格的に小中一貫に向けて動き出して

いきたいというふうに考えておりますので、決して、それぞれの学校の先生方の意見を聞かないよということじゃなしに、校長を通じて、また、教頭を通じて、いろんな形で議論をさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 先に、大西教育長のお話を聞いておけば、また議論が進んだかと思いますが、再々質問でしたので残念です。またの機会に。

では、次の質問に移ります。地域の人材を活用した児童・生徒への学習支援の充実をということです。授業についていけない子どもの対策や学力の底上げということで、町は三郷中学校で三郷町学習支援塾、水曜日学習などを実施してきました。しかし、今年はコロナ感染症拡大による長期の休校があり、子どもの学習に相当の遅れと学力の格差がより広がったのではないかとされています。

先ほど、小中一貫教育について質問しましたが、小中一貫教育導入の背景として、全国学力・学習状況調査の三郷中学校の回答率が、算数／数学の勉強が好きといった5項目で、奈良県、全国平均より10ポイント以上数値が低いということをおっしゃっています。こうした問題に対しては子ども一人ひとりに丁寧に教えることが欠かせません。学習が遅れた子どもへの個別の手だてが必要です。

全国では多くの自治体がいろいろな取組をしています。近隣では王寺町が地域の経験豊富な人材を活用することにより、王寺町立小学校及び王寺町立中学校に在学する児童及び生徒一人一人の学力及び学習意欲の向上を図るための王寺町寺子屋塾を2014年9月から実施しています。王寺町では、現在小学校が3校と中学校が2校あります。小学校は各学校の教室で、中学校は、やわらぎ会館と南公民館で、小学校は火木金の午後4時から6時まで、中学校は月曜と水曜の午後5時半から7時半まで行っています。対象は小学校4年生以上です。寺子屋塾利用の費用は、小学生は月額2,000円、中学生は1,500円です。教育委員会が特別の事由があると認めるときは、減額または免除できるとなっています。教育委員会は実施場所ごとにコーディネーター及び指導員を配置します。元教師だった人もいますが、いろいろな経験を持つ幅広い方々が指導員になっておられ、時給1,200円です。小学校では子ども3人から5人に1人の指導員が配置さ

れていて、1時間は宿題、あとの1時間は算数プリントをしているそうです。勉強する習慣が付き、効果があるということです。他人の迷惑になる行為を繰り返すなど、真面目に取り組めない場合は登録を解除することができる」と条例で規定されており、実際、解除された子どももあるようです。

王寺町の例を挙げましたが、全国ではいろいろな形の事業が実施されています。実施されている事業を参考に、三郷町でも同様の事業を実施することは検討できませんか。

ちょっと元に戻りますが、先ほどの算数／数学の勉強が好きとかいうのもこれは学習状況のあれなので、成績そのものではありませんけれども、算数とか数学が好きでないという、やっぱり好きこそものの上手のあれで、好きでないという、それだけなかなか成績が向上しないんじゃないかと思うということです、誤解のないように言うときます。よろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、学習支援として三郷中学校の生徒を対象に学習支援塾と水曜学習会、通常水学を行っており、生徒の学力向上に取り組んでおります。

まず、学習支援塾につきましては、教育委員会が主体となって行っている事業で、中学3年生の希望者に対して進路決定に向け、お互い励まし合い、支えながら、基礎学力の定着、及び学習意欲の向上を目的として、自主的に自らの課題に取り組むとともに、一人一人生徒に応じた支援を行っており、火曜日及び金曜日の週2回、2時間程度、今年度は計41回を予定しております。なお、指導者につきましては、地域のボランティアの講師と小中学校の先生方にご協力いただいております、小中学校の先生間で情報を共有しながら学習支援を行っております。

一方、水曜学習会につきましては、中学校が主体となり、全学年の希望者に対して、英語、数学、国語を中心に行っており、一斉指導は行わず、生徒によって異なる学習状況に合わせて、一人一人基礎学力の向上や学習習慣の定着を目的として、水曜日の放課後、中学校で教科ごとに分かれて50分程度、個別の質問を受ける自習形式で行っております。なお、学校が受講すべきと判断した生徒に対しては声をかけております。

議員の王寺町の寺子屋塾と同様の事業の実施を検討できないのかというご質問

でございますけれども、本町といたしましては、現在、中学生を対象に行っております学習支援塾と水曜学習会の2本立てで実施しているため、今後も本事業を継続してまいります。

また、本町の小学校では先生方と児童との信頼関係を築きながら、授業で理解が不自由な箇所を重点的に一人一人の課題に即して、随時、個別にきめ細かく丁寧な指導していただいております。

以上のことから、今後も三郷町独自のやり方で児童生徒に関わっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 中学校では、三郷町支援塾、水曜日学習という取組をしている、小学校のほうはやっていないけれども、学校のほうでしっかりきめ細かくやっているの、別にするのは必要がないという答えだったと思います。

令和2年1月21日に開かれた三郷町教育委員会定例会の議事録によりますと、谷奥指導主事が、令和元年12月に小中一貫教育について、町内の小中学校の先生方に行ったアンケート結果について説明をされています。その中で、学力はおおむね確保できているかというのがあるんですけど、8割以上は学力が確保できているということに結果はなっています。しかし、このおおむね達成ということですが、これは人によると、70%、80%という人もいれば、65%だと考える人もいます。テストにしても80点取ってもそれが難しいのか簡単なのかで全然違います。その辺りで判断の難しさはありますが、8割の方がおおむね確保できていると回答しています。

また、理解しにくい児童への対応が必要かということについては、ほぼ全ての教員96%が必要だと答えています。今回の調査はあくまでも意識調査であって、どう思っているか調査しただけであって実態調査ではありません。実態と合っているかどうかを常に考えなければならない、このように述べておられます。

私もこのアンケート結果を見ました。小学校の先生からは家庭で学力補充の協力が得られない児童については、放課後など別に時間を設けて、個別指導をする必要があると思う、学校外の機関における放課後の学習支援、学校や家庭での放課後の補習などの意見が述べられていました。中学校の先生からは、小学校段階での基礎学力の定着、小学校の頃の勉強が抜けていたり、提出物の期限など、管

理方法を教えてあげる必要がある、小学校まで遡る必要がある子が多いので、小さい頃からの積み重ねや習慣づけが必要であると、そういった意見が述べられています。

確かに小学校の先生、一生懸命頑張っていてやっていただいているということは思うんですけれども、先ほど、南議員の質問の中でもありましたように、先生方はすごく忙しい状況です。一生懸命やられているのは分かりますけれども、やっぱりその中で落ちこぼれてくるような子どもというのが出てくるんじゃないかなと思います。

特に、コロナで全国的にもそういう学力格差が広がっていると言われていています。だから、そういうことを考えますと、学習支援がもう今で十分だ、必要ないと言えるのかと思います。先ほどの先生の意識調査とかそういうのを見ましても。

そういったことで、本当にこんなことは余分にする必要はないんだって、本当にお考えなんですか。再度、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに今回のコロナの件で、かなり授業数が減っているというようには、当然、私らも理解していますけれども、この前の、夏休みの前ぐらいに先生方に聞くと、ほぼほぼ休業中やった時間を、例えば、今まで3時間かけてやっていたことを2時間でやったりして、かなりの授業数は追いついていますというのを聞いています。

また、コロナの期間中も、特に小学校につきましては、毎週、家庭訪問する際に、プリントをお渡しして、それをまた回収したりして、子どもたちの学習が遅れないように努力はされております。

先ほども申したように、常に放課後にするのではなくて、時々、休憩時間やそういったところで先生方、本当にきめ細かくやっていただいているので、今のところ、王寺町みたいな小学生を相手に放課後にするということは、現段階では考えていないことをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 全体の授業としては3時間かけるところ2時間にしたりとかして追いついてきていますよという、今、お話だったんですけれども、という

ことは、3時間かけるところを2時間で済ましているということは、ぱっぱっと理解できる子はいいんですけれども、理解しにくい子、ゆっくりしか理解できない子については、それこそ遅れて、勉強のできるできないの差が広がっていくんじゃないかなど、そういうことをさっきから言っているんです。だから、全体としてはほぼ8割は皆理解しているかもしれないけど、やっぱりそれについていけない子どもをどうするかという話を今しているのです。

子どもの特に貧困と学力というのはすごく関係があるということで、全国的に2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律というのができまして、その中にも教育に関する条項が定められています。第1条で、この法律は子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。第10条で、国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとしています。

貧困対策ということになっているので、ちょっと文科省とは違うんですけれども、そういうことで全国的に学習支援の取組がどんどん増えています。この法律を受けまして、2014年には子どもの貧困対策に関する大綱が定められ、その中で教育は重点を置く施策の一つとされ、その手段として学習支援を含む貧困対策が大きな注目を集めています。全国的に大きく動いている学習支援事業ですけれども、これは厚生労働省の管轄になりますけれども、2015年に施行された生活困窮者自立支援法に基づいて学習支援を行っています。対象となる世帯は自治体によってまちまちですが、ひとり親世帯であったり、児童扶養手当を全額受給する世帯、そういった子どもたちにコミュニティセンターなどで教室を開いて、無償で勉強を教えたりしています。

この厚生労働省の法の整備を受けて、国が事業の半分を負担するというものになっています。2015年にこれができたときは全国の自治体で実施しているのが301でしたけれども、2018年には約1.8倍の536に増え、実施率でいきますと、59%の自治体がこれを利用して、学習支援の事業を行っているということです。

だから、文部科学省で行っているのは学習が遅れがちな中学生を対象にした学習支援を行っていて、学習機会の提供による貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指しています。この学習支援が地域未来塾という名前がついており、事業費の3分の1を国が負担しています。この地域未来塾というのは、ほかの学習支援でも地域の人たちの力を借りているけれども、この学習支援には特に地域住民の協力を得ることを強調しています。

そのほかにも学習支援を含めた地域の資源を生かした子どもの貧困対策を支援する内閣府の地域子どもの未来応援交付金などもあります。学習支援に関する法律や管轄省庁はいろいろありますし、その目的とか対象もいろいろありますけれども、やっぱり少しでありますけれども、いろいろな事業が行われているということです。

先ほども言いましたように、厚労省の事業だけでも2年前で6割近い自治体に取り組んでいる。ですから、また2年たっていますので、またもっと増えていると思います。全国的にこういった取組が増えているということです。

三郷町は、先ほども何回も出ています「SDGs未来都市さんごう」ということで、誰一人取り残さない社会の実現ということで取組をしているのですから、子どもたちの勉強のほうでも取り残さないようにということで、いろんな自治体のやり方なども研究して前向きに考えていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 大西教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） 神崎議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

決して、学習支援、学習意欲向上の取組が必要ないと言っておりません。必要です。やり方がそれぞれの町、それぞれの学校に合った形でやっていくということで答弁をさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

その中で、小学校で先日、学校の先生と話をさせていただきますと、子どもたちの学習意欲の向上の一番早いやり方はその先生と信頼関係を築くことが一番子どもたちにとって学習意欲の向上を図れますということをお聞かせいただきました。その中で初回の回答でもさせていただきましたけれども、それぞれの個々に応じたやり方で、その先生と信頼関係を築きながら子どもたちの学習支援、また学習意欲の向上を図っていくという形で小学校はやっていきたい。中学校につき

ましては、学習支援塾、水学を利用しながら、子どもたちの生徒の学力向上を今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開午後2時50分。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時50分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。久保議員。

2番（久保安正）（登壇） インフルエンザとコロナの同時流行対策として、インフルエンザ予防接種の大々的な実施をということで質問させていただきます。

まず、質問通告書で、申し訳ございません、質問通告書の1行目ですけれども、「2009年の新型インフルエンザ流行時に栃木県上尾市」と書いています。間違いです。「上尾市」は「埼玉県」です。まず、訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。

今申し上げましたけど、2009年の新型インフルエンザ流行時に埼玉県上尾市健康推進課主席主幹として「上尾市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定に携わった渡辺繁博氏が、今年6月に行われた自治体問題研究所、奈良県にも奈良自治体問題研究所というのがありまして、私もそこにも属しておりますけども、その自治体問題研究所の全国総会で、次のような発言を行いました。

「今年の冬、インフルエンザとコロナが同時に広がる可能性があるが、全市民にインフルエンザの予防接種をすれば、発熱、風邪症状が起こったらほとんどコロナと言える可能性が高い。だから、風邪症状が出たらPCR検査センターに即座に送り込む。予防的な対応にお金を使うことで医療崩壊を防いだり、市民の不安をなくしたりすることができる。全市民が困難であれば、65歳以上のお年寄りや学校、先生などにインフルエンザ予防接種をすべき」という発言を行いました。

8月3日、日本感染症学会は「今年のインフルエンザとCOVID-19に備えて」という提言を公表しました。その中で、先ほどと同様に同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、小児などへのインフルエンザワクチ

ン接種を強く推奨する。このように感染症学会も提言を行いました。

また、厚生労働省は、8月26日、今年の冬のインフルエンザワクチン接種について、次のような方針を決めました。接種の開始は10月1日を予定、この冬は新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行する可能性があり、接種は希望する人が増えると見込まれる。供給量は当面は数が限られ、徐々に増えていく見通しである。ワクチンの総量は今年の冬より7%多い約3,178万本、最大約6,356万人分である。希望者が殺到するなどの混乱を避けるため、まずは高齢者への接種を早めに呼びかける。10月後半からは患者に接する機会が多い医療従事者、重症化のリスクが高いとされる持病がある人や、妊婦、子ども、生後6か月から小学2年生、それらの子どもへの接種を呼びかけていくことを計画している。それ以外の人への呼びかけはしないが、希望者は接種できる。こういう方針を8月26日にインフルエンザのワクチンについて厚生労働省は決定いたしました。

三郷町も医師会とワクチンの確保などについて相談、協議をして、町民にインフルエンザ予防接種を大々的に実施することを検討すべきと思いますけれども、いかがでございましょう。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員、おっしゃいますように、今年の冬はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行する可能性が懸念されており、日本感染症学会が一般クリニックや病院の外来診療向けに、診断、治療についての提言を発表されております。その中で同時流行は最大限に警戒すべきとして、インフルエンザワクチン接種が強く推奨されております。また、WHOにおいてもインフルエンザワクチン接種を受けることが今年は特に重要であると強調しております。

厚生労働省の4月時点での発表は、今年のインフルエンザワクチンの製造予定量は昨年と同等量とされておりましたが、8月25日の加藤厚生労働大臣の記者会見で、今年の冬のインフルエンザワクチンの供給量は昨年より7%多い約3,178万本で最大約6,356万人分になるとの見通しが明らかにされ、現在の4種類のウイルス株に対応するワクチンに変更された平成27年以降、最大の供給量となる見込みです。また、平成8年以降、ワクチンの使用量で最大であった

昨年の2,825万本よりも供給量は12.5%多くなっております。

インフルエンザは新型コロナウイルス感染症と症状の見分けがつきにくく、感染を警戒して接種の希望が多く見込まれます。議員ご質問の町民にインフルエンザ予防接種を大々的に実施すればとのことですが、医療現場の混乱を避けるため、また、ワクチンの安定供給の観点から、まずはインフルエンザに感染すると重症化しやすい65歳以上の方など定期接種対象者や持病のある方などを最優先で接種すべきであると考えております。

三郷町の令和元年度の65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種率は51.5%でありました。このことから高齢者のインフルエンザ予防接種は、現在、自己負担金として1,000円をお支払いしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症との同時流行を抑制することで、高齢者や医療提供体制の負担の軽減が図られることから、臨時交付金の活用を視野に入れ、65歳以上の高齢者にかかるインフルエンザ予防接種の自己負担金の無償化に向けて準備を進めているところであります。

なお、子どもなどの接種につきましては、定期接種対象者を拡大する国の判断や方針が示されましたら、町といたしましても医師会と調整し、検討してまいります。

また、アメリカ疾病対策センターによると、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるためのソーシャルディスタンス対策がインフルエンザの感染も抑えることが示されており、対策を続けることにより、インフルエンザの感染拡大を抑えられる可能性があることから、引き続き、手洗い、マスク着用、咳エチケットなどの個人でできる感染症予防対策についても、今まで以上にしっかりと啓発してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁ありましたけども、65歳以上の方、今年度は自己負担金1,000円は無償にするという方法も含めて検討していると。それと持病のある方ということを考えているということで、自己負担金の今年度というのはコロナ対策としてでしょうけども、無償化するということは前進であるというふうに評価をいたします。これまで共産党議員団は無償にするようにということで絶えず要求してまいりましたので、前進だと喜んでおります。

三郷町はそういうことで、これ以上インフルエンザ予防注射を大々的に実施するということに、現状では取り組むという方向ではないという答弁だと思いますけども、8月28日付けの朝日新聞に報道されました。大阪府です。その朝日新聞の記事によりますと、大阪府は新型コロナウイルスとインフルエンザが今年の冬に同時流行することを避けようと、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人らに対するインフルエンザワクチンの接種費用を市町村の補助に上乗せして、全額補助する方向で検討に入った。目的はインフルエンザによる重症患者をなるべく減らすことで、コロナに対応する医療機関の負担を減らすためである。大阪府内の65歳以上は約240万人、府民全員への補助も検討したが、ワクチンを確保するのが難しいということで、当初はインフルエンザワクチンの出資を大々的にやろうとしたんだけど、ワクチンとの関係で現状では65歳以上の人たちに補助を出して行うということに決めたみたいです。

それから、鳥取県の岩美町、美しい浦富海岸のある町です。ここは人口は約1万2,000人弱ですけども、この岩美町は8月27日に地方創生臨時交付金を使った新たな新型コロナウイルス対策を発表しました。その中の対策の一つとして、今年の冬に予想される新型コロナとインフルエンザの同時流行による発熱外来での混乱を避けるため、全町民に対してインフルエンザ予防接種券の配布を実施するということを決定いたしました。

このように幾つかの自治体では、従来 of インフルエンザ予防接種事業に上乗せ拡充をして実施しようという動きが出てきております。重ねてですが、三郷町ももう少し突っ込んだインフルエンザワクチン接種に進むということで検討する気持ちはありませんか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

65歳以上の高齢者以外にも拡大することができないのかというような質問であると思います。三郷町といたしましては、なぜその65歳以上の方に今年度につきまして、無償実施を検討しているということにさせていただいたのは、まず65歳以上の方が一番重症化になる可能性があるということで、かなりハイリスクの方であるということで65歳以上の方をまず対象とさせていただきました。

あと、他市町村でも助成しているところもあるかも分からないんですけども、例えば、小学生でありますとか妊婦さんでありますとか、その辺の方につきまし

て助成されているところもあるとは聞いておるんですけれども、ただ、ワクチンの予防接種につきましては、定期接種と任意接種というのがございまして、小学校の方につきましては、過去にも学校で集団による予防接種をしていた経緯があったんですけれども、その中で副反応のリスクがあるということで取りやめた経緯がございます。

その中で三郷町といたしましても、国のほうで定期接種による拡大がありましたら、それに基づいて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） これは私の予測なので、数字とかの裏打ちを持っているわけではありませんけど、多分、インフルエンザワクチンが足りないという事態が、なかなか接種できないという事態が、先ほど申し上げた自治体等々の動向を見ると、その事態になる。それから、厚労省がワクチンの供給量をそんなに増やす、現在では予定がないということで、多分、今年はインフルエンザワクチンの予防注射ができないという人がかなり出るんじゃないかならうかと思えます。

ですから、10月1日から始まるわけですが、一番最初の質問で申し上げましたけれども、医師会とも相談、協議して、それから、ワクチンの供給量確保についても、国や県にも要望するなど今から取組をして、インフルエンザの予防接種を受けたいのに受けられないという町民の方が出ないように力を尽くすべきだというふうに思います。

SDGs大はやりで、誰一人取り残さない、誰一人インフルエンザの予防接種は受けられない人が三郷町民から出ないようにぜひとも頑張っていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

議長（伊藤勇二） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） 久保議員の再々質問にお答えになるかどうか分かりませんが、お話をさせていただきたいと思えます。

先ほど、辰巳部長のほうから回答を申し上げましたとおり、やはり、この冬場のインフルエンザとコロナの同時流行というのは誰しものが懸念するところで、コロナで予防接種がなければ、インフルエンザを抑えにかかるとするのは、至極、当然の対応であろうというふうに思います。

そんな考えの中、私どもは従前から65歳以上の方を対象にインフルエンザの

予防接種、自己負担1,000円を頂いておりましたが、1,000円の負担をなくして、より多くのご高齢の方に接種をしていただくことによって、インフルエンザの感染を予防することで、コロナの対応につながるものということで考えておるところでございます。

そんな中、当然のことながら、SDGsですか、それを目指している三郷町としては、誰一人というのは基本的には持ってありますが、ワクチンの確保というのは国の施策自体のことでありまして、私どもで何とかできるというものでもないように思われます。

したがいまして、当然のことながらこの情勢を受けて、国では従前以上のワクチン供給量を確保するという動きに至っていると思いますが、それにとどまらず、これから先のことを考慮すると、やはり、今で十分だというような確保にとどまらないと思っております。

したがいまして、十分供給量が確保できたということを前提にするならば、あとは、町内の医師会と連携協力をさせていただきながら、1人でも多く予防接種を受けていただき、重篤化を防いでいきたいと考えておりますので、皆様のご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） スマートシティ構想の事業費用の財源についてということで質問させていただきます。

7月31日に開かれました臨時議会で、町長から「新型コロナウイルス感染症対策に充てる第2次地方創生臨時交付金の使途の柱をスマートシティ構想の中心である地域BWAの構築に充てたい」という表明がありました。町内全域のBWA網の構築には1億円近い額が必要ではないかというふうに私も聞いております。

ところで、総務省所管の補助事業として、データ利活用型スマートシティ推進事業があります。この総務省のこの事業の概要は都市や地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化地方創生を目的として、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型のまちづくりに取り組む地方公共団体等の初期投資、継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助するというものです。これが総務省が補助金を出すと言っているデータ利活用型スマートシティ推進事業であります。

この総務省のデータ利活用型スマートシティ推進事業を昨年度から町内全域で地域BWAの運用を開始した三重県にある木曾岬町というのは、この総務省の補助金を活用しているというふうに聞いております。三郷町のスマートシティ構想は総務省のこの事業には該当しないのか、違う補助金を使うということですので、該当しないとしたら、その理由は何かということをお聞かせいただけます。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町はSDGs未来都市として『人にもまちにもレジリエンスな「スマートシティSANGO」の実現』に向け、本年3月に策定したスマートシティ構想に基づき、各施策の実施に邁進しているところでございます。

議員のご質問にあります、総務省所管のデータ利活用型スマートシティ推進事業であります、補助率が2分の1、補助金予算額の総額が約2億円であります。この補助金の活用についても検討はいたしました、光ファイバー網の整備状況等、様々な条件の中、不確定な要素があったことから、同じ補助率2分の1で採択が確実な地方創生推進交付金を選択したものであります。

また、それに加え、新型コロナウイルスの感染拡大により求められている新たな暮らしのスタイルであるテレワークの推進やサテライトオフィスの整備、そして、様々な分野でのオンライン化といった新しい生活様式への対応に交付されます補助率10分の10の地方創生臨時交付金も活用し、地域BWAネットワークを構築する考えでありました。

しかしながら、先般、民間事業者より民設民営による地域BWAネットワークの構築について提案を受けました。その場合、ネットワークの構築や機器の保守、更新等にかかる費用を町が負担することはなく、利用に応じた費用を事業者に支払うこととなります。本町にとって有益な提案と考え、現在、前向きに検討し、進めているところであります。

また、ご質問にあります三重県木曾岬町においても、民設民営による地域BWAネットワークが構築されており、地域BWAネットワークを活用した住民の見守り、浸水水位予測等のシステムの構築や機器整備等にデータ利活用型スマートシティ推進事業補助金を活用されております。

本町といたしましても、地域BWAネットワークを活用する事業には、同じデ

ータ利活用型の補助金の活用も考えられますが、国の補助事業には様々なメニューがございます。事業内容に応じて、本町にとって最も有効な補助事業を検討し、活用してまいりたいと考えております。

また、本定例会に上程させていただいております地方創生推進交付金関連の補正予算につきましては、先ほども申し上げましたとおり、地域BWAネットワークの構築費用として計上しておりますが、民設民営の話も進んでおり、公設の必要がなくなった場合は、地域BWAネットワークを活用する事業に切り替え、計画の変更をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から今答弁いただいたんですけども、要するに、当初は三郷町は地域BWAも、これ、ハードの町内全体、三郷町全体をカバーするんですけど、この構築を町で行うと考えていたところが、民間からやりますという提案があったということで、今、それ、検討中だということで、方向が7月31日の町長の表明の時点から大きく変わったという、部長からの説明だったかと思うんです。それはそれで、いわゆる公設になるのか民設になるのかということを検討していただきたいんですけども。

私、これ、確認ですけれども、総務省の補助事業じゃなくて、地方創生やコロナ対策の補助金を使って考えたということなんですけども、三郷町のスマートシティ構想は事業としては、総務省が行っている、先ほど説明しましたけど、概略言いましたけども、総務省が行っているデータ利活用型スマートシティ推進事業と同様の事業というふうに捉えていいんですか。仮に、同様の事業であるとして、先ほどの部長の説明によると、この事業の総務省の補助金を取りに行くのは難しい面があるので、それで7月31日の時点で、町長から第2次地方創生臨時交付金等を充てようというふうに考えていたという説明ということによろしいんですか。確認をお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 久保議員の再質問にお答えさせていただきます。データ利活用型の補助事業につきましては、ハードルが高いといったことだけで採択を見送ったわけではございません。同じ補助率で効率的にすぐに使えるということで推進交付金というのを選んだという前提もでございます。

そして、今後、臨時交付金を全くスマートシティ構想に使わないのかといいますが、そうではございません。今まではBWAのネットワークの構築にという考えでございましたが、こちらは民設民営で必要なくなりましたが、今後、スマートシティ構想の中で進めていくテレワークの推進であったり、そういった部分につきましては、まだ臨時交付金の残額も残っておりますので、12月議会の際にはその辺りをまた報告をさせていただけるかなと思っておるところでございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今年度の予算が計上されて、三郷町スマートシティ基本計画が策定される、策定中かというふうに思います。恐らく、今のBWAネットワーク網が民間で構築されるということもあって、恐らく、この基本計画の内容も、私、素人だから分かりませんが、変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。このスマートシティ構想については、この基本計画が策定されますので、それをまた内容を見た上で、議論すべきところがあるようでしたら、また取り上げさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

続きまして、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただきます。

「龍田古道日本遺産認定」についてであります。念願でありました龍田古道の日本遺産登録が2回目の挑戦でようやく文化庁から認定を受けました。町長はじめ、担当職員、また町民をはじめ、関係者各位団体各位の熱き思いと尽力が実を結んだ結果であり、感謝と敬意を表するものであります。

この制度は6年前の2015年よりスタートし、今回の認定が最終で最後のチャンスでもありました。都合、全国で104件認定、奈良県では7件が認定されております。これで認定されて、ああ、よかったなではありません。何もしなければ途中で取消しもあり得ることになっております。ようやく入り口でこれからがスタートということでもあります。

この日本遺産登録に関しましては、遺産を活用して観光振興を図り、また地域の経済活性につなげるということを目的としております。世界遺産に比べますと、

日本遺産は知名度も低く、またいろいろな課題も含んでいると言われております。細かい点や具体的な事業や計画はこれからと思いますが、これからの全体的な展望、また見解を分かる範囲でお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 先山議員からご質問いただきました、今回、日本遺産に申請した「もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部『亀の瀬』を越えてゆけ～」のストーリーは、本年6月19日付けで正式に認定されるという喜ばしい結果になりました。

先ほど、澤議員の質問の中でも感謝の言葉を申し上げましたが、議員はじめ、関係いただいた皆様に重ねてお礼申し上げます。これまでも議会で度々ご質問を賜り、認定後は住民の皆様からも多くの声を聞いており、日本遺産認定はゴールではなく新たなスタートであると認識しております。

さて、ご質問の今後の計画について、順に説明いたします。去る9月4日に、本町と柏原市でこれからの日本遺産関連事業の推進母体となります日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会を立ち上げました。協議会には、森町長、富宅市長をはじめ、大和川河川事務所長、奈良県ビクターズビューロー、地域の各種団体が参画しており、行政だけではなく地域の方と一緒に日本遺産を盛り上げ、円滑な事業推進を図ってまいります。

具体的な事業としましては、五つの柱を計画しております。まず、最初の取組として、1、観光客がストレスなく訪れられる観光インフラの充実を最優先に整備いたします。これと並行して、2、地域住民が観光客をおもてなしする環境づくりとガイドの育成を行います。こうして観光客の受入れ環境を整えた上で、3、観光客にストーリーを伝えるソフト事業を行い、さらには、4、周辺地域の事業へ参加するよう、来町観光客を誘導し、広域で一体となった地域資源の活用を目指します。これらの体制が整いましたら、いよいよ、5、広報やプロモーション活動を大々的に実施し、併せて本格的な観光客誘致策を展開します。

これらの事業を切れ目なく有機的に推進することで、日本遺産認定の効果を最大限に生かし、「第2期三郷町まちづくり総合戦略」の地域の特性資源を最大限に生かし、新しい人の流れを三郷町に呼び込むという基本目標の達成を果たしてまいります。

以上です。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） 大体の骨組みはおぼろげながら分かりました。そこで、森町長にお尋ねします。お疲れのところ申し訳ありませんが、以前、森町長は龍田古道の日本遺産認定登録が夢であると熱く語っておられました。私は日本遺産と言わず、世界遺産にと町長に私が冗談で言ったこともあります。もう忘れていくかとも思います。

そもそも、なぜ遺産登録なのか、また、本意とか目的、意味合いなど、今後の展望もどういうお考えを持っているのか、そういったことも含めて、町長の思い、お考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 先山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、お礼を申し上げます。よくぞ、当てていただきました。さっきからみんながしゃべっていたんですが、出る幕がなかったので、このええ機会を使わせていただきたいと思います。

そして、今言っていた日本遺産の取ること、これは有名になりたいというよこしまなことだけではなくて、先ほども澤議員の演説の中にもございましたように、シビックプライドなんですね。シビックプライド、これ、しゃれた言葉なので、私はちょっと日本語に変えますと、やはり誇りなんです。誇りの中にも、住民の皆さんが町に対する誇り、その誇りでもって自分自身が関わって地域をよくしていこうという意識なんです。これがシビックプライドであり、誇りなんです。

一番の目的はそこにあっただけだと思っていただきたいなと思います。日本遺産はなかなか取るのが難しかったというのは現実でありますけれども、かなり昔の話になりますけれども、私も三郷町外で働いていました。奈良県内でありましたけれども。そのときに三郷町ってどこ、三郷町って奈良県と言われたことがよくありました。情けない話やなあと思いました。三郷町をもっともっと有名にしたいと思ったのが10年前からでございます。

しかし、この有名にするためには住民の皆さんが、やはり、自分の町に誇りを持っていただくこと、それが一番だと思いました。そして、その誇りを持っていただくためには、三郷町にはすごいたくさんのいろんな歴史的資産がある。これをもっともっと住民さんに分かっていただくことがベストだなど。

でも、この広報の仕方が難しかったです。ホームページにも、皆さん見ていただいているかどうか分かりませんが、万葉歌人が通った道ということを書いたんですが、ほとんどの方、見ていただけなかったというのも現状でありました。そんな中でやってきましたところ、あちこちのそういう歴史の団体の皆さん、三郷町を盛り上げようという皆さんと出くわす機会がありました。いろんなことで教えていただきました。「聖徳太子が造った道やで、龍田古道は」とも教えてもらいました。多分、推古天皇が、聖徳太子に向かって、あの道、大阪へ行くの早道やから整備せよと言うてくれはったのかもしれませんが。これはもう空想の世界ですけれども。歴史はロマンだなと思います。

そんなことを広めて、やはり、三郷町はすばらしい町なんだということを住民の皆さんが思っていていただく。そして、この町に住んでよかったとされていて、もっともっと町をよくしていただく。これが誇りにつながるのではないかな、また、シビックプライドにつながるのではないかな、これが発端でございます。

これをしながら、今後、先ほども佐藤部長が言いましたように、5本の方向性を持って、それぞれ、皆さんのご協力を得ながら頑張っていまして、三郷町の住民さんに誇りと、そして、三郷町がもっともっと有名になるように、そして、最終的には観光としてたくさんの方が来ていただけるようにしていきたいなと思います。

私、ここにちょっと新聞1枚持ってきたんですが、8月31日の読売新聞の夕刊なんです。ここに龍田古道と亀の瀬の記事を載せていただきました。いい話なんですよ。先ほど、澤議員もおっしゃっていたように、近大の先生なんですけど、こちらは龍谷大学の教授なんですけど、「日本遺産はインバウンドのためだけでなく、住民が地域を見つめ、よさを発見し、次世代に伝える役割があるはず。そこに力点を置けば、地域の価値が高まり、もっと多くの人を引きつけるのでは」と考えられているんです。

要するに、今まで隠れてたものをもっともっと出しなさいよ、そして、住民さんにそれを教えてください、そしたら、その力でもって町外にも響きわたりますよということだと思います。これから、今日というか、9月4日が推進協議会の総会でした。そこで、僭越ながら私、会長ということにならせていただいたわけですが、これからはスタート、今からはスタート。

しかし、考え方の原点というのは、今言ったところでございます。原点に立ち

返りながら、そして、これからの歩みを皆さんと共に一步一步踏み締めて、できるところからやっていきたい。そして、皆さんのお力、お知恵を貸していただくことをお願いいたしまして、私も演説になってしまいましたか、分かりませんが、けれども、これで先山議員の再質問の回答とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 広報にもいろいろ日本遺産に認定されたことについて記事が出ておりましたが、改めて、町長のお声を聞いて、熱き思いが伝わりました。やはり、これは住民も巻き込んで、住民にも意識をまず持ってもらう、一緒に協働で行くところはいくと、こういうことが今後大切なことだと思います。

要は、観光客にとにかく来てもらってお金を落としてもらって、活性化につながるということが第一義的目的ではありますが、残念ながら、三郷町はエリア面積的にも狭いですし、山間部が多いですし、澤議員がおっしゃっていたように、なかなかお食事処も少ないです。だから、こういったことに興味ある方は結構多いですね。近隣の町、またあるいは県外からもたくさんの方がぼちぼちと広がることによって来られると思うんですが、ごみだけ落としてお金を落とさない、こういうことにならないように、ぜひいろいろ、大変とは思いますが、創意工夫をしていただきたいと思います。

それから、この古道は大和の国から難波の国、また河内を結ぶ要所でもあります。あと、竹ノ内街道は早くから古道に認定されておりますが、三郷のほうも古道として要所のところでありました。皆さんもぼちぼちと広まってちょっと浸透していきつつあるんですけれども、この古道は三つのルートがあります。川沿いの危険な亀の瀬を越えてでも行くルート、これは山間部の細かい起伏の激しい道と違いまして、割合緩やかなところでもありますので、馬とか籠とかが通りやすいので、時の天皇も通っておりますし、伊達政宗も通っております。有名な万葉人もここを通っておりますし、たくさんの歌、龍田越えの「龍田」と名前が入った万葉集、新古今和歌集とかいろんな歌は260首もあります。もう万葉集の町でもあるわけですね。

このルートと、それから、もう一つは奈良学園大学のところから柏原に抜ける道、もう一本は、皆さんご存知のように、大伴家持の歌碑を建てましたね。あそこのところから奥へ入る道で、柏原の里山公園に抜ける道もルートと言われております。

私はむしろこの道もロマンがあふれて、山の中ではありますが、その展望台の間に皆さんの寄附を募って、住民から寄附募って紅葉とか、昔は紅葉と桜の名所でありましたが、今は面影がない、万葉集にもたくさん詠まれているのにといいことで、たくさん木を植えましたね、紅葉と、桜。管理は町の職員の方がされていて大変だと思うんですが、その展望台まで植えております。その奥から抜ける道、途中でうっそうとして通られない道があります。そこからずっと柏原の山の上の里山公園に抜ける手前から、私たちは、十四、五年前ぐらい前にボランティアで桜を植えました。抜ける道そのルートの道の抜ける手前からずっと柏原市も協力して植えた桜が4,000本弱あります。それが今大きくなりまして、もう町内外問わず、桜の季節になると、たくさんの方が来てくださっております。

その道もぜひ整備、一部、個人の所有地ではありますが、地権者がね、桜を植えたところも個人の方から協力をいただいて植えております。

これもボランティアの方たちがずっと管理、足元の草をひいたり、ちょっと枝の傷んだのを補修したり、いろいろと管理を続けているおかげできれいな桜が毎年咲いております。ここのルートも桜で有名でありますので、吉野までいかにしても、近隣ではかなり有名で、桜見によく行ってはりますわ。だから、これもぜひ整備をしていただきたいんですけど、町としては亀の瀬のルートだけを考えておられるのかどうか、このルートも私、今の展望台があるところね、歌碑の奥の。あそこもロマンあふれる山道ですが、ぜひこれも整備してほしいなと思います。そのお考えがあるかどうか。

認定を受けて3年間は国から補助が出ます、整備に向けて。だから、こういうのもひょっとしたら出るとは思いますが、その3年間しかありませんので、ぜひこの制度を利用しない手はありません。そのためにはおっしゃっていたように、何かプロジェクトチームを立ち上げたみたいですが、国に申請して、その国というのは外部団体、有識者、たしか5人かだったと思うんですが、その人たちの委員会に申請して認められれば補助金が出るやに聞いております。この辺をちょっと確認したいんです。金額的な上限があるのかどうか、どういったものに補助金が出るのかどうか、ぜひこれを活用していただきたい、3年の間に活用できるものは活用していただきたいと思います。

それと、柏原と共同でやっていく部分も多いと思いますが、柏原と共同でいく事業に対する補助金、それしか出ないのか、また三郷独自だけでも出るのかどう

か、この辺ちょっと確認、分かれば教えていただきたいと思います。

それと、入り口に大伴家持の万葉歌碑がありますね。今度、万葉学会が今年10月の予定がコロナの影響で再来年に延びましたが、それに当たって町長が、また、万葉集の町であるので歌碑を建てたいとたしかおっしゃっていましたが、三郷の信貴山下の駅辺りに、たしか建つやに聞いております。ケーブルがありますね。あそこに山上憶良の歌碑でしたか、これもやはり万葉集でありますので、日本遺産の一端としてどうなのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

たくさんありますけど、分かってもええましたか。補助金の内容、それから整備するのかどうか、3番目のルートはね。それと万葉歌碑の件。それと、今後のイベントとか細かいことはこれから計画推進協議会を立ち上げて住民を巻き込んでのいろいろなイベントとか、いろんな事業をやっていかれると思いますが、ぜひ住民の参加を、もっと意識を持ってもらって、声をかけてやっていただきたい。協力してくださる住民はたくさんおられます。

それと、澤議員が先ほどおっしゃっておられました、コンシェルジュ、これはもともとフランス語なんですけど、大まかに言えば案内人という意味です。世界遺産の斑鳩町はありますよね、法隆寺とか。法隆寺のボランティアガイドはたくさんおられますが、やっぱりガイドがいるのといないのとでは違います。知らない人がぼっと地図だけ見て簡単にぱっぱと行くのとは違いますので、さっき町の答弁もあったと思いますが、ボランティアガイドの養成、これは斑鳩も町外の人もなっておられます。ぜひ、三郷でしたら、歴史教室、万葉学級、その道にたけた人がたくさんおられるので、そういう方への呼びかけ、あと一般の呼びかけ、町外の方たちの呼びかけ、そういうことも今後していただけたらいいのかなと思います。

それと、とにかく近隣の町と比べて、食事処も少ない。山の上には旅館がありますけど、できたらそこに泊まっていたら、お金を落とさせていただく、食事処にお金も一服して落とさせていただく。やっぱり、そういう地図、観光案内にそういうところも記載していただきたいですし、先ほどの喫茶店とかお食事処に澤議員がおっしゃってましたね。ランチョンマットの代わりに紙の、そうすると食事が運ばれる前の暇な時間に、必ず手に取って読まれると思います。だから、その目的で来てない方も、近場にこんな人が、それを見て、今から行こうかと、また発展する話になると思いますので、ぜひ、この辺も検討いただきたいと思いま

す。

もう再々質問ですので、あまりあれですけど、今、いろいろごちゃごちゃ言いましたが、お答えいただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 先山議員の再々質問にどこまでお答えできるか分かりませんが、なるべく知っている範囲の中でお話をさせていただきたいと思います。

まず、補助金の話なんですけど、この間、推進協議会の中で、金額が提示された後に国から内示を受けました。三郷・柏原二つ合わせまして1,400万円ほどの補助金が出るということになります。それだけではなかなかできないので、あと、両町市でもって補填をするということになります。それで、大体2,600万円やったと思います。トータル。ですから、国から出るのは1,400万円だと考えていただいて、あと600万、600万が町と市が出す配分になると思います。

続きまして、整備のコースなんですけど、いろんなコースがあります。確かに中のコースや川べりのコース、そして、一番険しいコースもあります。これから、どこのコースを整備していくかということは推進協議会のほうで決定をしようと思っています。

確かにおっしゃるとおり、三郷町の領域と柏原市の領域にまたがっていますので、やはり、この柏原・三郷での協議が非常に必要となってきます。一概に三郷がここをするねんということもできませんので、協議会は両方から出ておりますので、そこで話合いを持たれると思います。持たれるというか、持ちます。

次に、歌碑の話でございます。歌碑の話は確かに、今年、万葉学会が、来ていただけたときに記念として歌碑を建てたいなと思っていました。しかしながら、早くに来年に送られるということが決定しましたので、歌碑の場所はまだ未定でございます。ですから、今後、歌碑の場所は決めていきたいと思いますが、なかなかいい場所がないのかなと思いますけれども、ぜひとも、万葉学会が三郷に来られるということは非常にありがたいことですし、万葉学会自体が大学以外でされるのは全国で初らしいです。ですから、記念すべきときに、記念すべき皆さんで歌碑を建てていただくことが私の本心になると思います。

あとは、ボランティアガイドの件でございます。今回の推進協議会の中に、国交省、要は、大和川河川事務所の皆さんが入っていただきました。といいますの

も、やはり、亀の瀬を題材にしましたから、国交省が深く関わるわけでございます。そして、先日から、議員の皆さんが行っていただいた、あれ、何でしたっけ、トンネル跡のところにボランティアの皆さんがついていただいています。なぜこうなったかといいますと、日本遺産に認定されてから非常にそのトンネルを見たいという希望者が多くなったということで、もう大和川河川事務所がたまらんから手伝ってという話でございます。ですから、各種団体の何名かがいつもついていただいていますから、ここにいらっしゃる田淵さんも行っていただいていると聞いておりますので、ありがとうございます。

そうやって、ボランティアガイド、亀の瀬だけではなく、今後は龍田古道を案内していただくボランティアガイドや柏原・三郷にもほかにも歴史的な素材がたくさんあります。そういうところをボランティアガイドの皆さんを募っていくことになると思います。皆さんももしよろしければボランティアガイドとして頑張っていたらありがたいなと思います。

あとは、観光的な名称となれば、やはり、食べること、私たちが旅行に行ったら、絶対食べることが一番になるかも分かりません。そしたら、どこかにその食事場所をつくっていくというのも、この推進協議会等で考えていくことになると思います。今、一概にここにということをお断言することはできないんですが、まず、一歩ずつ進ませていただきたいと思います。

一番よかったのは、先ほども申しましたように、龍田古道だけでは日本遺産に登録できなかった。そこで、私たちが考えたのは亀の瀬、要は、亀の瀬の地滑りを題材にしたことでございます。それでもって、初めから文化庁のほうは歴史的資源だけではもう日本遺産には登録できませんよということをはっきりとおっしゃいました。そしたら、何がそれに基づくプラスになるのかと考えたときに、やはり、この亀の瀬という4万年前から起こってきた地滑り、これを一緒にかみ合わせて、そんなところでも三郷を通った、柏原を通った、龍田古道を通った、すごい方々がおられたということをお掛け合わせてストーリー化をしたものでございます。

そこで、そこに頼みに行きました国交省なんですが、国交省は気分よく受け止めてくれまして、これから日本遺産を取ったら何をしようかということで、私もあんまり知らなかったんですが、インフラツーリズム、これを一緒になってやっていこうよということをおっしゃっていただきました。

インフラツーリズムって何か。一番あるのはダムです。ダムを造った、そこを見学してもらおう。それと橋が多いらしいです。橋も造った、そのすばらしい橋を見ていただくということで、インフラツーリズムというのが今、はやりつつあるみたいですよ。

亀の瀬、じゃ、何か。やはり、地滑りを止めてきた、地滑りを止めたおかげで大阪や奈良が被害に遭わなかった、遭っていることもあるんですけども、そういう850億も投資したのに、実際、亀の瀬がなかったらどれぐらいの被害かというと、4兆8,000億にもなるんですね。そういうことをやってきたというインフラ、それと1センチずれてでも止めるという国交省の技術、これを掛け合わせて、インフラツーリズム。そして、インフラツーリズムと、先ほども言いましたけれども、龍田古道の歴史、そして、もうちょっと広域になりますと、信貴山、はたまたまは法隆寺、この辺を一体の旅行の形にしていこうという、壮大な計画になるかも分かりませんが、ひとえに私ども三郷町だけ、柏原市さんとだけということでは進みません。

ここには住民の皆様のご協力、議員の皆様のご協力があってこそだと。そして、いろいろと、各種団体の皆様のご協力がなければ駄目だなと思います。今後ともご協力をいただきまして、三郷町が、柏原市が本当にすばらしいまちなんだということをおうたっていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 9番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩とします。再開午後4時15分。

休 憩 午後 3時57分

再 開 午後 4時15分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

それでは、4番、黒田孝議員。

4番（黒田 孝）（登壇） ただいま議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

この場に立つとちょっと緊張しまして、いつもやったら早口でしゃべるんですけども、ちょっとゆっくりになります。ちょっと時間もかなり押し迫っていますので、端的に質問をさせてもらいたいと思っています。

今回、質問させてもらう内容は、骨髄末梢血幹細胞移植提供者（ドナー）への

助成について質問をさせていただきます。

先ほどから、町長の話にもありましたけども、三郷町はマイナーとかいう話が出て、日本遺産、誇りになるという形で、この助成に関しても、奈良で本町が町として初めて導入されると、やっぱり誇りになるんじゃないかなと私は思います。

趣旨を簡単に説明させていただきます。この骨髄バンクの登録者が平成28年12月末時点で46万人。現在は2020年5月末時点では約53万人弱です。この4年間ぐらいで7万人ぐらい登録者が増えております。それに対してこの46万人に対して9割の方がドナーとして一致するという、移植可能な人が一致するというデータがございます。そのうちの実際に移植に至っているのは6割と、これ、28年現在の数字なんですけども、せっかく見つかったドナーの方が移植に結びついていないという状況です。残りの4割の方は何らかの形で移植してもらえてないという形になります。

このドナーが見つかったにもかかわらず、実際に提供に至らない理由として、提供する方の本人の健康上の理由以外で、勤務先とか家庭の理解が得られないというケースが3割を占めているという形になります。勤務先に関しては、会社の休みを取れないとかいう形のものを踏まえてなんですけども、家庭の理解が得られないというのは、やっぱり提供して、実際にその方が例えば世帯主でしたら、あと、生活が困るとかということで、家族の反対とかいうのがあると想定されます。

このケースなんですけども、白血病などの骨髄移植、骨髄移植は白血病とかなんですけども、再生不良性貧血とかいうのは末梢血幹とかに結びついてくるかと思うんですけれども、この支援なんですけど、経済的な面をカバーするとか、精神面のカバーをするというので、厚生労働省はドナーの提供者に対して助成制度を取り組むように提案を出しておるところです。

埼玉県は全市町村で助成を出します。これは28年当時のデータでして、今では結構全国に広まっております。奈良県においては、現在、五つの市で助成を導入しております。五つの市というのは結構大きな市です。奈良市とか大和郡山市、香芝市、橿原市とかいう形で、五つの市が導入しております。本町におかれましても助成の導入の検討をお願いしたいと思っております。

ちょっと道がそれるかもしれませんが、この提案していただいた方、実際に20年ほど前に息子さんが白血病になって、実際に提供をしていただいています。血縁者でもなかなかこれに合致しないというのが実情でございます。非血縁

者で初めてドナーを提供した方が約30年ほど前にいてまして、第1号の方は今でも提供した人と交流を持っているという形で、正直言うと、もうこれは命の恩人です。言うたら、これをすることによって命が救われるという形のものなので、これを手助けするというのは、やっぱり本町としても今後の誇りになると思います。

一応、これ、質問させてもらう手前で、住民福祉部の部長さんとか次長さんとかと話をさせてもろうて前向きな検討をいただけると確信しまして、あまり時間もありませんので、再質問はしませんので、前向きな回答をいただけるということで期待しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、黒田議員のご質問に前向きにお答えさせていただきます。

最初に、骨髄移植と末梢血幹細胞移植について簡単にご説明させていただきます。

骨髄移植とはドナーに全身麻酔をして注射器で骨髄液を吸引し、採取した骨髄液を患者の静脈へ点滴で注入する治療法のことを言います。

次に、末梢血幹細胞移植とは、全身を流れる血液に白血球を増やす薬を注射し、造血幹細胞が増えたところで血液成分を分離する機器を使い、造血幹細胞を採取し、骨髄移植と同様の方法で患者に注入することを言います。

骨髄移植、末梢血管細胞移植が対象となる主な病気といたしましては、白血病や悪性リンパ腫、先天性免疫不全症などがあります。骨髄移植、末梢血幹細胞の提供のための検査、入院にかかる費用は発生いたしません、ドナー登録手続の際の交通費は自己負担となっております。

議員がおっしゃいますように、奈良県では、令和2年4月現在で、奈良市、香芝市、橿原市、天理市、大和郡山市の5市が骨髄移植ドナー支援事業助成を実施されております。

支援事業の主な内容ですが、骨髄または末梢血幹細胞の提供を行った方の負担の軽減を図り、骨髄などの移植の推進を図ることを目的として助成が行われており、公益財団法人骨髄バンクを介して、骨髄などの提供を完了した方で、骨髄などを提供した日において、当該市の住民基本台帳に登録されている方が対象となっております。

助成金額は2万円に、健康診断のための通院日数、骨髄の採取のための入院日

数などの総数を乗じて得た額とし、1回の骨髄などの提供につき14万円を限度として助成されております。

現在、日本では年間1万人以上の方が白血病などの血液疾患を発症し、移植が必要な患者は全国で毎年約2,000人いると言われております。奈良県におきましては、骨髄移植希望者は令和2年7月末現在で8人と発表されております。町といたしましても、1人でも多くの患者を救うためには、1人でも多くのドナー登録が必要であると認識しております。

先ほどから何回も出ておりますが、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会の実現にもつながることから、骨髄移植の推進及び骨髄ドナー登録者の増加など、ドナーの経済的負担を軽減させる施策については、前向きに検討すべきだと考えます。

このことから、今後、様々な情報収集し、また、実施されている市町村の状況を注視しながら、次年度には助成できるように準備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 4番、黒田孝議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、質問したいと思っておりますけれども、皆さんそろそろお疲れモードで限界こらえていると思っておりますけれども、頑張っちゃべりたいと思っております。もう少しご辛抱してお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告書を基にSDGsカードゲーム体験の取組みについて質問をさせていただきます。

国は2016年5月に、SDGs推進本部を設置し、実現に向けた取組を進め、本年は2030年の目標達成に向けた行動の10年とすべく、政府の具体的な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2020」を決定いたしました。その中で自治体におけるSDGsの推進は自治体の一層の活性化や地方創生につなげていけるとし、必要不可欠とされています。

私もここでSDGsのことを言わせてもらいますが、三郷町は「世界に誇る！！人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現に向けて、SDGsの理念、誰一人取り残さない世界を目指し、持続可能なまちづく

りの取組を推進していくということで、昨年7月に内閣府より優れた取組を提案する都市として、「SDGs未来都市」に選定をされました。

そして、これに基づいて三郷町は、「奈良県三郷町SDGs未来都市計画」を策定し、公表しました。また、情報発信として、町の広報、ホームページやSNS、学校の授業やワークショップ、そして、役場公用車に張ってあるマグネットシート、懸垂幕、ポスター等を作成し、住民、企業への普及啓発や職員への啓発に取り組んでおられます。

しかしながら、いろんな方から、「どんな取組があって何から覚えたらいいかわからない」とか「何となく理解はしているものの自分には何ができるのか難しい」といった声も聞かれ、いまいびんときてない方が結構おられます。そういったことから、実際にSDGsを疑似体験して、頭や体で感じることも必要だと考えます。

そこで、SDGsをもっと簡単に理解できる「2030SDGsカードゲーム」というものがあるのですが、この三郷町でぜひ取り入れてはどうでしょうか。このSDGsカードゲーム、どういったものかと簡単に説明をしたいと思いますけども、実は、私、先月の8月に実際にカードゲームを体験してきました。100人から入る会場ではありましたが、今、コロナ禍の関係で3密を避けるために18人限定で、間隔を空けて、熱を計って、消毒、マスク着用で、窓も全開になっていましたが、皆さんにちょっと不安に思われてもあれなので、ここは強調して言うておきます。感染予防がしっかりした会場でしたので、安心して体験できました。

このカードゲームはそれぞれ何人かとペアになって進めていくのですけれども、SDGsの17の目標を達成するために、現在から2030年までの道のりを体験するもので、SDGsの目標を一つ一つ細かく勉強するためのゲームではなく、なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか、そして、それがあることによってどんな変化や可能性があるのかを体験して理解するためのゲームであります。そのため、SDGsという言葉聞いたことがない人やあまり興味がない人でも楽しみながらSDGsの本質を理解することができると思います。

実際、私が参加してみて、当然、面白かったですし、途中、ある重要なことに気づかされたり、架空の世界と現実の世界と一緒だと思ったり、とにかく奥が深いと感じました。参加人数は最大で200人程度までで同時プレーができるよう

に設計されていて、プレー時間はゲームの終了後の解説や振り返り、途中の休憩を入れて、最短で大体2時間ほどで、通常は3時間程度になっております。

それから、ゲームの内容と申しますけれども、本当はこの場で詳しく説明したいのですが、ここでちょっと種明かしをしても面白くないので、ただ、簡単に言えば、自分の目標達成と参加した皆さんがつくった架空の世界、その世界の経済、環境、社会の3側面の状況が最終的に分かるということと、それぞれ参加された方とのつながりができるというメリットがあるということだけは伝えておきます。

それから、参考のために、このカードゲーム、こういったところで実施されているかと例に挙げますと、昨年4月はニューヨークの国連本部で行われましたが、日本では一般企業やイベントなど、親子参加で実施されたり、国のほうでは外務省や環境省、また中学校、高校や大学、そして地方の各自治体などで採用され、今や10万人が体験されております。

そういったことからSDGsの普及に向けた取組が官民間問わず増えており、たくさんの方々に広く知っていただき、三郷町が今取り組んでいるSDGsのこともこのカードゲームをきっかけに1人でも多くの方に発信できたらと思います。ぜひ、この三郷町で公共施設、そして、また学校あるいは役場庁舎などで取り入れてはどうかと思いますけれども、町としてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町は昨年7月に、『人にもまちにもレジリエンスな「スマートシティSANGO」の実現』を掲げ、SDGs未来都市の一つに選定されました。そして、目標の2030年に向けて、「奈良県三郷町SDGs未来都市計画」を策定し、本年2月には第1回のSDGsシンポジウムを開催したところでございます。

SDGsの理念である誰一人取り残さない社会を実現するためには、行政が取り組むことはもちろんですが、全ての人が自分ごととして捉え、行動することが求められております。そのため、本町といたしましても、住民の皆様への普及啓発が非常に重要であると考えております。議員ご質問のSDGsカードゲームでございますが、この内容につきまして、今、かなり詳しく議員のほうからご説明ありましたが、ちょっとかぶりますが、ご説明させていただきます。

このゲームはSDGsの17の目標を達成するために、現在から2030年までの道のりを体験するゲームとなっております。SDGsという言葉聞いたこ

とがない方やあまり関心のない方でも、ゲームが持つ親しみやすさと面白さで、知らず知らずのうちに熱中し、楽しみながらSDGsの本質を理解していただくものであります。大人に限らず、小中学生に対しても有効な普及啓発の手法だと考えております。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から多くの方が集まってのイベントなどは難しい状況ではありますが、収束後、機会を捉えてカードゲームを一つの手法として取り入れた形で、SDGsの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま加地部長から答弁をいただきましたが、当然、コロナ禍の状況であって実施が難しいということではありますけれども、前向きに検討していくということで私捉えておるんですけども、ぜひ、できたら早期というか、コロナが落ち着いてからにはなると思うんですけども、できるだけ早い段階で町主体でSDGsカードゲームが実施されることを楽しみにしております。よろしくをお願いします。

実は、私が先ほどこのカードゲームを説明したのは「2030SDGsカードゲーム」というゲームなんですけども、実はまた、あと2種類のカードゲームがありまして、一つは一般的には関係のない企業向けのアウトサイドインカードゲームというのがあるんですけども、これはちょっと今、少し置いといて、もう一つ私がお勧めする「SDGsで地方創生」というカードゲームがありますけれども、これも結構興味深くて、これは地方創生に取り組む日本の自治体の具体的なアクションをカードの題材にしております。

要は、実際に取り組んでいる内容が事例となっていて、地方創生がうまくいっている自治体とうまくいかない自治体、その両者の間にある違いは何かを考え、地方創生を实践する上でのハードルや問題が生じている根本的な原因は何かを理解追及をしていくということが中心となるゲームであります。ぜひ、これは役場の職員の方にも体験をしてもらいたいと思うんですけども、我々議員にも向いていると思いますので、町民の皆さんと交えて、行く行くは機会を設けて一緒に体験できればと思います。

先ほどの質問で言いました「2030SDGsカードゲーム」と「地方創生のカードゲーム」、これ、両方ともに本当に素晴らしいゲームだと思うので、ぜひ、落ち着いたら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、質問をあと一つして終わりたいと思うんですけども、このカードゲーム、実際に進行していく上で資格を持ったまま進行役、これを横文字で言いますと、公認のファシリテーターという方が必ず必要になってくるんですけども、一度きりのカードゲームの実施であれば、外部からこのゲーム進行役のファシリテーターを呼んできて実施すればいいと思うんですけども、SDGsを町内の方に様々な方に知ってもらおうと思うのであれば、やはり定期的の実施していくことが必要だと思います。

三郷町の「SDGs未来都市計画」の中にもありますように、メンターの方、もしくはメンターとなり得る方などに公認ファシリテーターの資格を取って、この三郷町で活躍していただくのも一つの手だと思うんですけども、これもどうかと思います。

それも町民の方だけに限らず、これは実際にほかの自治体で事例があるんですけども、町をよくしたいという熱い思いを持った町の職員さん、こういう方も取られたりしているんですけども、こういった方もメンターの1人ではないかなと思っております。ぜひ、こういったこともご検討いただけたらと思います。

というのも、恐らく奈良県内で一自治体がSDGsの取組や情報発信として、カードゲームもそうなんですけども、地元ファシリテーターを置くとなると、話題性も当然あるかと思いますが、それ以上に真剣にこの三郷町が取り組んでいるなというのがはたから称されると思いますし、それこそ、近隣の自治体のお手本となるのではないのでしょうか。

また、三郷町にとってはSDGsの取組を、ファシリテーターがおればですけども、町内、各地域で気軽に開催することもできますし、町全体で意識の向上もアップするのではないかと思います。

まだ、今の段階でカードゲームを実施していないので、気がちょっと早いかも分かりませんが、ぜひ、公認ファシリテーターをこの地元置くことを今後の検討材料として考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。ご答弁をお聞きして、私の質問を終えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

SDGsのカードゲームということで早期実現をということで、確かに言われるように、コロナ禍が収束いたしましたら、すぐにでも実現したいと考えております。

当初、今、計画には含めておりませんが、実際のところ、申請書の中ではSDGsのカードゲームを使って普及促進を図っていこうということは考えておりましたので、その辺りは進めていく考えはもちろんです。ただ、時期が今時期なので、今後、積極的に早い時期に実施したいと考えております。

そして、また、うちの職員の中にも実際、カードゲームを体験してきている者もおります。SDGsを申請する際にいろんな講習等を受けに行った中で、SDGsのカードの、先ほど言われたSDGsで地方創生カードゲーム、これは行政と住民の分かれてやるような形のゲームかと思えます。その辺りの経験もしてきておりますので、その辺りも含めて、またファシリテーター、そのメンターとしてのそういったことを、職員ももちろんですが、住民の方々、そしてまた辰己議員を筆頭に頑張ってください、皆さんでより議員の方々のご協力も得ながら進めてまいりたいなど。

そして、SDGsの未来都市の町としてふさわしいまちづくりを今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、町立小中学校における遠隔授業の推進についてということで質問させていただきます。

平成30年9月、文部科学省は遠隔教育の推進に向けた施策方針を発表しています。その中では、今後、推進すべきものとして個々の児童生徒への対応のための遠隔教育について取り上げられています。

その一つ目は、「不登校児童に対するICT等を活用した学習機会の充実」のための遠隔教育です。不登校児に学習機会を与えるだけでなく、登校までのスモールステップとしての役割も果たせるのではないかと思います。

二つ目に、「病気療養児に対する遠隔教育」も取り上げられ、教育機会の確保や

学習意欲の維持・向上、円滑な復学等が期待できるとされています。平成30年には、このような場合にも遠隔授業は出席扱いができる旨の通知が文部科学省よりなされたところです。

7月の臨時議会においてはコロナウイルスによる一斉休校に備え、オンライン授業のための専用PCやモバイルルーターを準備する補正予算が可決されました。不登校児や病気療養児に対する遠隔教育を行うハード面での障壁はほぼなくなったものと言えるのではないのでしょうか。

そこで、今後、三郷町でもこのような不登校や病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育の導入に積極的に取り組んではどうかと考えますが、この点についての町の見解をお聞きいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、これまで通信端末及び通信環境を整え、遠隔授業を実施できるよう整備をしまいいり、現在、GIGAスクール構想により、児童生徒1人につき1台の通信端末を配備できるよう準備を進めているところでございます。

また、遠隔授業を要する状況に備え、各家庭の通信環境等のアンケートも実施いたしました。それにより通信環境のない一部の家庭があることが判明しましたので、Wi-Fiルーターを貸与することで対応し、遠隔授業を実施できるよう準備を進めているところでありますが、昨今の状況を勘案し、高校受験を控える中学3年生のみを対象としております。

議員ご質問の不登校児童及び病気療養児に対する遠隔教育につきましては、地域BWAを活用した教育環境の整備を行い、本町のスマートシティ構想で計画しておりますドリームスクールの理念「ひとりひとりに応じた最適な学びを誰でもいつでもどこでも安心・安全に提供」に向け、不登校児童や病気療養児に対応してまいります。

なお、1点目の不登校児童に対するICT等を活用した学習機会の充実のための遠隔教育につきましては、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たすと言われており、有効な支援の一つであるため、児童生徒個々の抱える課題に応じて対応していきたいと考えております。

今後は、児童生徒の状況に合った支援方策を学校や保護者と十分な協議を行い、

I C T等による遠隔教育が有効であるケースについては実施できるよう進めてまいります。

次に、2点目の病気療養児に対する遠隔教育につきましては、学習意欲や相手意識が高まり、ふだん会えない友達とのコミュニケーションや社会性が養われると言われております。本町では現在、病気療養により遠隔教育を必要とする児童生徒はおりませんが、すぐに実施できる体制は構築しておりますので、必要な状況になりましたら、速やかにかつ個々の学習ニーズにきめ細かく支援できるよう進めてまいります。

今後も、本町のS D G sの理念にのっとり、誰一人取り残さず、全ての児童生徒が個々に持つ能力を十分に発揮し、生涯にわたり学習できる機会を提供できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。木谷議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。おおむね前向きなご見解をお示しいただいたのではないかとというふうに解釈いたしました。

私から情報提供といえますか、不登校児生徒に対する遠隔教育についての直近の実績というようなものをお伝えできたらと思います。

青森市になるんですけども、こちらでコロナウイルス対策の休校期間中に、ズームというアプリケーションを使用しました同時双方向通信による遠隔授業を行ったところ、中学校で行われたものに対して、全生徒の96.8%が参加をしたと。不登校の生徒においても74.6%の生徒が参加したというふうに言われております。そして、その参加した不登校生のうち92.5%が5月25日の学校再開後に登校ができた。そこから2か月弱がたっても81.8%の不登校生が登校を続けていられているというふうに言われております。

一斉休校中という通常とは異なる環境が寄与した面もあるために、平時と同じことを行っても同じようにはならないかもしれませんが、大きな成果が期待できるのではないかとというふうに考えております。

7月の臨時議会における補正予算によって、一斉休校が生じた際に遠隔授業ができるように端末が準備されることとなりました。しかしながら、そのような非常時にいきなり大規模な学年全体の遠隔授業をすることは当初は困難が予想され

るところであります。

その意味でご答弁いただきましたような不登校、病気療養児に対する遠隔授業、日頃から実行してみるということは、一斉休校のような非常事態が起きたときのために役に立つのではないかというふうに考えております。

ぜひ、これから、冬のインフルエンザとコロナウイルスの同時流行というようなことが万が一起こってしまうような、その前に早期の取組をお願いできたらというふうに考えますが、いかがでしょうか。

あと、なお、なお書きということで、遠隔教育においては通常の集団教育での活用も考えられておりまして、その意味で自宅から授業に参加することだけが想定されているものではありません。前日の遠隔教育の推進に向けた施策方針におきましては、通常の対面、集団による教育をしながらも、学習を充実させる手段として遠隔教育を用いる。例えば、遠隔地にある教室同士をネットワークで結んで、一つの学校に収まらない様々な考え方に触れることのできる合同授業型、これは三郷北小学校と三郷小学校を結んでというようなものが具体的な形になるんだと思うんですけども、そういう合同授業型であるとか、学校の教室にしながら社会見学のように、現地にいる専門家の話を聞いたりができる、教師支援型などいろんな類型化がされておりますので、不登校児、病気療養児に対する遠隔授業とはもう一つ方向は違うんですけども、こちらの方向への遠隔教育についても、ぜひ進めていただきたい旨、要望いたしまして再質問のほうを締めさせていただきます。

前段の、できれば冬の再流行の前に試せるようにご検討いただけるかどうかというところをお答えいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

青森市の情報提供をありがとうございます。確かにそういった遠隔授業、今まで不登校で学校に行けなかった子どもが遠隔授業によって、実際にはこんな授業をしているのと、今まで学校に教室にも入れなかった子がそういうことによって不登校が減ったという事例をいただきました。当然、私どももそういうことを目的で導入、スクールをやろうと思っているので、それに向けてやろうと思っています。

また、今も通常もそうですけども、ふだんから小学校、中学校に担当のほうが出向いて、そうやって遠隔授業の準備はしておりますので、もし急遽そういうことになっても、すぐに対応できるような準備は整えております。

今はストップしているんですけど、野迫川村との遠隔授業もやる予定をしておりましたが、今回、コロナの影響でこういう状況になっておりますけれども、今後、そういった取組もやりながら、三郷町においてICTを十分に活用しながら、今後、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 4時59分